## 令和3年第2回氷川町議会定例会会議録(第1号)

令和3年3月8日午前10時00分開会於 議場

#### 1. 議事日程(第1日目)

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 2号 氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の制定について

日程第 6 議案第 3号 氷川町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例 の制定について

日程第 7 議案第 4号 氷川町国営土地改良事業負担金等徴収条例の制定につい て

日程第 8 議案第 5号 氷川町いじめ防止対策審議会設置条例の制定について

日程第 9 議案第 6号 氷川町いじめ調査委員会設置条例の制定について

日程第10 議案第 7号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について

日程第11 議案第 8号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第 9号 氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正 する条例について

日程第13 議案第10号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第11号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第12号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 について

日程第16 議案第13号 令和2年度氷川町一般会計補正予算(第11号) について

日程第17 議案第14号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第4 号)について

日程第18 議案第15号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第3号) について 日程第19 議案第16号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第3号) について

日程第20 議案第17号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

日程第21 議案第18号 令和3年度氷川町一般会計予算について

日程第22 議案第19号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

日程第23 議案第20号 令和3年度氷川町介護保険特別会計予算について

日程第24 議案第21号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計予算について

日程第25 議案第22号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第26 議案第23号 新町建設計画の変更について

日程第27 同意第 1号 氷川町農業委員会委員の任命について

# 2. 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

### 3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

 1番 西 尾 正 剛
 2番 木 下 厚

 3番 河 口 涼 一
 4番 清 田 一 敏

 5番 長 尾 憲二郎
 6番 吉 川 義 雄

 7番 上 田 俊 孝
 8番 三 浦 賢 治

 9番 上 田 健 一
 10番 松 田 達 之

 11番 片 山 裕 治
 12番 米 村 洋

- 4. 欠席議員はなし。
- 5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 事務局長 平山早苗 書記 小田尊之
- 6. 説明のため出席した者の職氏名

藤本一臣 町 長 副 町 長 平 逸 郎 教 育 長 太田篤洋 総務課長 稲田和也 企画財政課長 税務課長 西田美子 濤 岡 美智代 町民課長 尾村幸俊 福祉課長 山本昭義 増 住 豪 二 農地課長 農業振興課長 星 田 達 也 
 建設下水道課長
 野
 田
 俊
 明
 地域振興課長
 前
 崎
 誠

 会計管理者
 橋
 本
 智
 明
 学校教育課長
 岩
 本
 博
 美

 生涯学習課長
 増
 永
 光
 幸
 代表監査委員
 島
 田
 博
 行

## 開会 午前10時07分

\_\_\_\_\_

○議長(米村 洋君) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第2回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(米村 洋君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番、松田達之君、2番、木下厚君を指名します。

----

## 日程第2 会期の決定

○議長(米村 洋君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間としたいと 思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(米村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月16日までの9日間に決定しました。

\_\_\_\_\_

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(米村 洋君) 日程第3、諸般の報告を行います。

今回、受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情一覧表のとおりです。この2件は資料を配付します。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく、教育 に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価等の報告書が提出されていますので 報告します。

次に、例月現金出納検査及び備品監査が実施され、その報告書が提出されていま すので報告します。

次に、令和2年第2回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、八代広域行政事務組合議会令和2年10月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和3年第1回氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議 結果の報告が提出されていますので報告します。 なお、これらの報告書及び会議録等は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

----

## 日程第 4 行政報告

○議長(米村 洋君) 日程第4、行政報告について、町長から発言の申し出がありま した。これを許します。

町長、藤本一臣君。

**〇町長(藤本一臣君**) 皆さま、おはようございます。

桃の節句を過ぎ、その名もゆかしく弥生の春となりましたけれども、議員各位にはそれぞれのお立場で日々ご活躍のこととお慶び申し上げます。

本日は令和3年第2回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さま方にはご多忙の中に、お繰り合わせ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より町政運営にあたりまして、格段のご理解とご協力をいただいておりまして、心より感謝とお礼を申し上げます。

本年度も残り3週間余りとなりましたが、主な事業の取り組みつきまして総括を したいというふうに思います。

昨年7月の熊本豪雨をはじめ、福島県沖を震源とする地震など、全国各地で大規模な自然災害が発生し、尊い命と貴重な財産が奪われました。被災をされました皆様に改めまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

氷川町においては風水害等の自然災害が少なく、比較的平穏な年でありました。 ただ、新型コロナウイルスの感染が全世界で拡大をし、また国内でも全ての都道府 県で感染が確認され、非常事態宣言の発令により日常生活やイベントなどが自粛を され、経済活動に悪影響を及ぼし大変困難な状況にあります。最近では新規感染者 数が減少傾向にあり、感染の第3波が収まりつつありますが、まだまだ収束の兆し は見えておりません。

そのような中、ワクチン接種が始まり、実施主体が市町村と位置付けられ、準備を進めているところであります。氷川町では、集団接種と医療機関による個別接種の併用型で実施をしたいというふうに考えておりますが、ワクチンの量の確保が不透明で、また医師及び看護師のマンパワーの不足も見込まれ、困難を極めるものと予想いたしております。ただ、ワクチン接種がこの感染症の収束の鍵を握っていると言っても過言ではございませんので、万全を期して進めてまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業につき

ましては、感染予防対策、住民生活の安定化対策をはじめ、農業者及び商工業者の 事業継続支援、低迷した地域経済の活性化対策など35項目の事業を実施したとこ ろであります。十分とは言えませんが、国・県の事業と相まって、その効果を得た ものと感じております。なお、国の第3次補正分につきましては、来年度に繰り越 して実施をいたします。

宇城氷川スマートインターチェンジも開通から7年、アクセス道路全線開通から5年が経過し、多くの皆さま方にご利用をいただいております。直近のスマートインターチェンジの通過量実績といたしましては、1日平均2,300台が通過をいたしております。それ以外の車両を含むアクセス道路の1日の交通量は約6,000台が利用をいただいているところであります。なお、アクセス道路につきましては、宇城市及び氷川町がそれぞれ完了しておりますが、管理方法の相違、あるいは維持管理費の将来負担を軽減すべく、県道への昇格について今月中に宇城市と連名で県へ要望書を提出をいたします。

ふるさと納税事業については、本年度も順調に伸びております。本年2月末現在で寄附件数が9,765件、寄附金額1億1,136万4,000円の実績となっておりまして、町及び特産品のPRと自主財源の確保に役立っているところであります。また、企業版ふるさと納税も元旦ビューティ工業及び火乃国食品様から納付があり、地方創生事業に活用をいたしました。

SDGsの一環として取り組んだペルー共和国への衣類支援事業につきましては、 昨年12月2日に発送いたしましたが、本年1月14日にカラオ港に無事到着した との知らせがありました。なお、平岡ルイス様からご寄附いただいた5,000万 円は、その趣旨に基づき竜北西部小学校学童保育所建設費に活用してまいります。

県道氷川八代線道路改良工事は、熊本県営事業として進捗をいたしておりまして、 また下水道宮原処理区の八代北部流域下水道への編入につきましても、熊本県営事 業で進められております。

産業振興の分野では、農地集積加速化事業において、既に法人化した、野津南、アグリ吉野、アグリ鹿島、肥の川南、東網道、令和きたかのの6法人で、農業機械の共同利用によるコスト削減と農地集積が図られております。あわせて、氷川町農事組合法人連絡協議会を核として、町内の各農事組合法人の連携により、各法人組織の機能強化と農業経営改善に向けた広域的な活動を支援しているところであります。時代の農業に合う経営感覚に優れた経営体の育成を図るため、産地パワーアップ事業に取り組み、農業用施設の整備並びに農業用機械設備等の更新・拡充が図られたところであります。

農業基盤整備事業では、県営湛水防除事業による導水路と排水機場の整備及び県

営基幹水利施設ストックマネジメント事業による氷川大堰の改修を進めるとともに、 多面的機能支払交付金事業では本年度3地区増加し、30地区で取り組まれており まして、氷川町広域協定を締結し、氷川土地改良区が事務局となり、一つの事業体 として活動を行っており、各地区内の農道及び排水路等の環境整備が図られている ところであります。

住宅リフォーム促進事業も利用が多く、2月末現在で利用件数44件、実工事費4,713万4,000円、補助金にいたしまして707万2,000円の実績であります。町内の経済活性化に役立っているというふうに思っております。

5年目となります商工業者を対象とした創業支援事業所等整備促進事業につきましては、創業支援が2件、店舗リフォーム等4件、機械器具購入3件が行われ、既存の商工業の経営支援につながっております。

同じく5年目となります若手後継者等育成特別推進事業においては、個別に経営 革新指導を実施し、経営力の向上に向けた支援を行いました。

宇城氷川スマートインター隣地に新築が予定されておりました火乃国食品工業株式会社氷川工場の建設工事に着手をされ、本年末には操業開始が予定されております。雇用の場の確保につながるものというふうに感じております。

氷川ツーリズム事業であります、氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会などのイベント事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全て中止といたしました。

保健・福祉の分野では、2年目となります高齢者等福祉タクシー利用料金支援実 証事業につきまして、申請件数が191件の実績であります。利用率が伸び悩んで いる状況にございます。

病児・病後児保育事業につきましては、登録者数が38名、実利用人員が35名、 延べ利用者数は71名の実績でありました。

特定健診事業につきましては、受診率が伸び悩んでおりますので、受診勧奨を行うとともに、人間ドック及び各種がん検診費助成の活用により、疾病の早期発見、早期治療に役立っているものと思います。

ふれあいいきいきサロン事業につきましては、町内全地区で実施をされておりますが、こちらも新型コロナウイルス感染予防のため休止の状態であります。また、 敬老会、戦没者慰霊祭はこちらも中止をいたしました。

昨年度末に策定した第2期氷川町子ども子育て支援事業計画に基づき、妊娠期乳 幼児から18歳未満までの切れ目ない支援施策を総合的かつ計画的に推進をいたし ております。

竜北西部小学校学童保育所建設事業は、用地を取得し、現在、造成測量設計業務

が既に完了したところであります。

介護保険制度は創設から20年がたち、サービス利用者及び介護サービス提供事業所も増加をし、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着をしておりますが、 その基本理念、目標施策の展開等をまとめた氷川町高齢者福祉計画及び第8期介護 保険事業計画を策定をいたしました。

大規模災害が発生した際に、行政と協働して被災者の支援にあたるボランティア の活動が重要視されておりますので、災害ボランティア支援体制の整備を推進する ために、連携協働ガイドラインを策定いたしました。

教育面では新型コロナウイルス感染症予防策として、町内全小中学校の水道蛇口レバー式への改修を行うとともに、ICT教育用タブレットを追加購入し、全児童生徒へ配布をいたしましたので、今後の学習環境の向上に役立つものと考えております。

氷川中学校ブロック塀の改修、竜北東小学校低学年棟の改修並びに竜北西部小学 校校舎の壁面改修が完了し、安全面の確保が図られました。

本町教育の特色でありますコミュニティスクール並びに学校支援地域本部事業の 取り組みでは、地区防災組織との連携による広域防災訓練の実施や地域連携による 教育現場への直接的な支援によりまして、魅力ある学校づくりにつながっておりま す。

生涯学習事業につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、町民体育祭を中止し、成人式は延期といたしました。なお、延期しておりました令和2年度成人式は5月2日、日曜日に開催の予定をいたしております。

生活環境の分野では、ゴミ減量化宣言から2年が経過をいたしましたが、少しずつではありますが電気式生ごみ処理機の普及とごみ減量化が進んでおり、今後とも資源ごみリサイクルの推進と併せまして、減量化を推進してまいります。

防災・防犯対策といたしましては、地区別防災計画に基づき、地区ごとに各種防 災訓練が実施をされており、防災意識の高揚が図られたものと感じております。

昨年度、整備が完了した防災行政無線を駆使し、災害関係及び行政連絡など、必要な情報を適時、適切に提供しているところであります。

野津防災公園の整備が完了いたしました。今月22日に開園式を行い、供用開始をするとともに、宮原防災公園整備事業につきましても敷地造成工事が完了しました。来年度で整備完了の予定であります。

氷川町防災マップにつきましては、各種災害ごとの被害想定区域及び被害程度等を色分けし、避難場所等の表示をして完成をいたしました。今月末、予定されております区長会で配布の依頼をいたします。

八代広域行政事務組合鏡消防署氷川分署につきましては、氷川町はもとより八代 市の一部も管轄範囲となっており、地域の安全・安心に役立っております。特に救 急業務の需要が多い状況でございます。

空き家バンク事業につきましては、空き家登録件数53件、利用希望登録件数9 7件、本年度契約に至った件数が8件の実績であります。

行政運営の分野では、国が進める、まち・ひと・しごと地方創生関連で、地方創生加速化交付金を活用した事業を八代市及び芦北町と連携して実施するとともに、第2期の定住自立圏共生ビジョンの策定をしたところであります。

第2期「氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」に基づき、 4つの基本目標の実現に向けた取り組みを行いました。合併特例法の改正に伴い、 合併特例債の対象期間が延長されたことから、その財政措置に対応すべく、氷川町 建設計画の変更を行ったところであります。

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの現状及び今後の維持管理、更 新等にかかわる対策を示した、公共施設個別計画を策定いたしました。

第2期行政改革大綱及び実施計画に基づき、それぞれの所管課において調査研究 及び具現化に向けた取り組みを行っているところであります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府要望等は自粛をいたしました。ただ、農業農村整備事業に係わる要望、県道氷川八代線道路改良事業に関する要望、八間川河川改修等事業に関する要望、下水道事業広域化・共同化及び不明水対策に関する要望について、県選出国会議員及び地区選出県議会議員へ要望書を提出したところであります。

清流氷川流水対策協議会においては、二級河川氷川に関する要望を行いました。 河川区域内の雑木・雑草除去が実施をされております。また、流量断面の計測およ び流量計算等による適正な維持管理を行う旨の回答を得るとともに、地下水の塩水 化対策の一環として、導水路の設置に向けた調査設計に着手をいただいております。

大空町との交流事業では、中学生と一般の交流は中止をいたしましたが、高校生の農業体験受け入れを行い、友好の絆を深めることができました。

以上、各分野で事業推進に最善を尽くしてまいりましたが、議員各位並びに町民の皆さまをはじめ、関係組織機関のご協力の下、全職員が一丸となって職務に精励 したことにより、相応の効果を得る行政運営ができたと考えております。

以上、令和2年度の行政報告といたします。

\_\_\_\_\_

日程第 5 議案第 2号 氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の制定について

- 日程第 6 議案第 3号 氷川町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例 の制定について 日程第 7 議案第 4号 氷川町国営土地改良事業負担金等徴収条例の制定につい 日程第 8 議案第 5号 氷川町いじめ防止対策審議会設置条例の制定について 日程第 9 議案第 6号 氷川町いじめ調査委員会設置条例の制定について 日程第10 議案第 7号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例について 日程第11 議案第 8号 氷川町公園条例の一部を改正する条例について 日程第12 議案第 9号 氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正 する条例について 日程第13 議案第10号 氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 日程第14 議案第11号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について 日程第15 議案第12号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 について 日程第16 議案第13号 令和2年度氷川町一般会計補正予算(第11号)につい て 日程第17 議案第14号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第4 号) について 日程第18 議案第15号 令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第3号) について 日程第19 議案第16号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第3 号)について 日程第20 議案第17号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3号) について 日程第21 議案第18号 令和3年度氷川町一般会計予算について 日程第22 議案第19号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計予算について 日程第23 議案第20号 令和3年度氷川町介護保険特別会計予算について 日程第24 議案第21号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計予算について 日程第25 議案第22号 令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について 日程第26 議案第23号 新町建設計画の変更について 日程第27 同意第 1号 氷川町農業委員会委員の任命について
- ○議長(米村 洋君) 日程第5、議案第2号、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙に

おける選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから、日程第27、同意第 1号、氷川町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長(藤本一臣君) 令和3年度の施政方針並びに提案理由の説明をさせていただきます。

政府においては、昨年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」の中で、感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済財政一体改革について、休職者や離職者をはじめ、国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意を持って経済財政運営を行い、併せて新たな日常の実現に向けた動きを加速し、必要に応じて臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応するとしています。

予算編成の基本方針では、感染拡大を踏まえた経済財政一体改革を推進することとしていることから、地方に対しても厳しい財政改革を求められることが予想をされております。また、熊本県では平成30年8月に公表した、中期的な財政収支の試算において令和3年度以降、令和5年度までの間に、各年度83億円から95億円の財政不足が見込まれるとしています。また、令和3年度予算編成方針においては、熊本地震からの創造的復興に加え、感染症への対応及び豪雨災害からの復旧・復興を最優先としながら、県として取り組む必要がある事業については、事業の必要性や緊急性等を精査しながら予算編成をし、感染症の影響による税収減が懸念されることを踏まえて、歳入歳出の見直しを徹底し、将来負担を意識した予算編成をすることとしています。

本町に甚大な被害をもたらした平成28年熊本地震から5年を迎えます。この間、官民一体となった復旧・復興への取り組みにより、震災前の状況を取り戻しつつある中で、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済及び町民の日常生活への影響は極めて大きなものとなっており、令和2年度において数次にわたり補正予算を編成し、感染症の拡大防止や地域経済及び日常生活の回復に必要な施策を講じてまいりました。

このような状況において、令和元年度決算による本町の歳入状況は依存財源であります地方交付税が歳入総額74億726万3,000円の37.8パーセント、金額にして28億222万6,000円を占めている一方、自主財源の柱である町税はわずか13.7パーセント、金額にいたしまして10億1,467万6,000円しかなく、地方交付税や各種交付金に頼らざるを得ない財政状況となっており、今後もこの依存財源主体の歳入構造が大きく変化する要素は見当たりません。

しかも本町は既に地方交付税の合併算定替の段階的削減期5年目に入っておりまして、9割が縮減となった本年度においては、約2.1億円の影響がございました。合併算定替が終了する令和3年度には約2.4億円の減収となる試算であり、今後、歳入における一般財源総額の増加は見込めません。段階的削減に備えた財政調整基金の残額は令和元年度末で20億3,629万5,000円と前年度に比べ約1.7億円減少しており、財政調整基金を取り崩さなければ予算が組めない状況は依然として続いております。一般財源歳出の抑制を急がなければ、基金が早期に枯渇してしまう恐れがあります。

また、歳出面の見通しとしては、投資的経費において、橋梁長寿命化計画に基づく改修事業、県営湛水防除事業、特定環境保全公共下水道事業宮原処理区の八代北部流域下水道への編入、県道氷川八代線改良事業などが計画されていることから、将来にわたり大きな財政需要が見込まれております。社会保障費経費や公共施設、社会資本の維持・管理費等についても年々増加傾向にあるため、今後の国の予算編成及び地方財政対策次第では、さらに厳しい財政運営を強いられる可能性があります。

さらに新型コロナウイルス感染症の収束もまだ不明のことから、今後も感染症対 策に必要な事業は緊急性、必要性の観点から精査を行いつつも実施をしていかなけ ればなりません。

近年、経常収支比率が高い水準で移行し、財政構造の硬直化が懸念される中、安定した財政運営を行っていくためには、行政評価等の活用による事務事業の見直しと財政健全化に向けた取り組みを着実に実行するとともに、財政規模に応じた適正な事業選択を行う必要があります。

このため、令和3年度氷川町一般会計予算につきましては、大幅な歳入減を見据えた厳しく堅実な財政運営に向けて、職員自らが自主性や責任、柔軟な発想と創意工夫を図り、事務事業の徹底的な見直し、事業間の優先順位の厳しい選択を厳密に行い、特に重要と考えられる事業には必要な財源を確保する一方、職員一人一人が町財政の厳しい現状について共通の認識に立った上で、その他の事業については思い切った合理化、効率化を行うなど、これまで以上に徹底したコスト意識の下、メリハリのある予算編成に心がけ、対前年度比1.6パーセント増の総額65億297万2,000円といたしました。

歳入では、町税が若干減少し、地方交付税は横ばい、国庫支出金及び給付金が若 干の増加を見込み、財源確保のために財政調整基金からの繰り入れを行い、町債に つきましては必要最小限度の起債に抑えたところであります。

歳出では、議会費、総務費、民生費、衛生費、商工費、公債費を増額予算とし、

農林水産業費、土木費、消防費、教育費は減額予算といたしました。

氷川町が誕生して16年目を迎え、持続可能な基礎自治体としての礎を築くべく、発想の転換と大胆な改革の時期を迎えております。令和3年度は多様性のある臨機応変な町政運営と改革の実践と位置付け、財政健全化を見据えた徹底した行財政改革に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を含めた住民生活を最優先に考える多様性のある柔軟な視点を持ち、氷川町総合振興計画並びに地方創生総合戦略に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力をいただき、町民の皆さまと協働しながら安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市、氷川町の創造に向けた堅実かつ臨機応変な町政運営を行ってまいりますので、なお一層のご協力をお願いたします。

まず、国の第3次補正予算で配分を受け、繰り越した新型コロナウイルス対応地 方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、第2次地域振興券事業、第2次 個人住宅用感染症予防器具購入助成事業、第2次商工業及び農林水産業事業継続支 援金給付、第2次農業収入安定化事業、収入保険等を実施することとし、令和3年 度一般会計予算に計上をいたしております。

まず1点目に、魅力にあふれる産業の振興を図ってまいります。安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業である農業、商工業に活力と魅力がなくてはなりません。

農業振興策といたしましては、足腰の強い持続可能な農業経営を図るため、各種生産組織及び営農組織を中核とした組織型農業を推進するとともに、共同経営を視野に入れた農事組合法人並びに担い手農家の育成を図ってまいります。地方創生拠点整備交付金事業で整備した特産品加工センター並びに地域おこし協力隊を活用いたしまして、まちづくり振興会によるHACCP(ハサップ)対応に主眼をおいた県南フードバレー推進協議会が認定する「RENGA(レンガ)」商品の製造及び販売を進めてまいります。

農地集積加速化事業につきましては、既に農事組合法人として設立をしておりますアグリ吉野、野津南、アグリ鹿島、肥の川南、東網道、令和きたかのの安定した 経営に向けた支援を継続して行ってまいります。

農地課と農業委員会並びに適正化推進委員の皆さまとの連携により、熊本県中間管理機構を活用した農地の集積を積極的に推進いたします。い業機械再生支援事業にも継続して実施をしてまいります。い業関連機械の維持管理費を支援することにより、生産機械の長寿命化を図ってまいります。併せまして、再生産されましたいぐさ移植機等の導入について、いぐさ移植機等導入支援資金を創設し、国・県と連携して支援を行ってまいります。

農業次世代人材投資事業及び有害鳥獣被害対策事業の国・県事業を積極的に活用 し、新規就農者の支援及び鳥獣被害の防止を図ってまいります。

氷川町農業元気づくり支援事業は、いちご品質向上対策、施設園芸病害対策、 梨・柑橘・路地野菜・葉たばこ重要病虫害対策、牛異常産予防ワクチン接種、また スマート農業普及促進など、8つの事業を展開してまいります。

継続事業といたしまして、経営所得安定化事業、経営体育成支援事業、氷川町販売戦略基本計画に基づく農産物販売戦略強化対策、農産物輸出促進事業をはじめ農地の利活用調整、利活用状況等の農業委員会の機能充実を支援する機構集積支援事業及び耕作放棄地解消緊急対策事業にも取り組むことといたしております。

農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的とした農業収入安定化事業につきましては、施設共済保険と収入保険の2本柱で支援をしてまいります。

水産環境整備事業による第2期の覆砂事業を実施し、漁場の活用を図るとともに 水産基盤整備交付金事業では、アサリ、ハマグリ、稚貝の放流及び漁場の耕うんを 継続して実施をいたします。

農業基盤整備促進事業として、団体営農業農村整備事業による高塚用水の改修、 不知火干拓用排水路整備に向けた営農計画等の策定、砂川排水機場の更新に着手を するとともに、国営助成事業、施設管理体制整備促進事業を氷川町土地改良区と連 携して実施をしてまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、30地区で取り組まれておりますが、 農村環境の保全と改善に向けた取り組みを支援してまいります。

竜北地区の県営湛水防除事業につきましては、排水機場の建設に着手をするとと もに導水路の整備も同時並行で熊本県とともに計画的な推進を図ってまいります。

商工業振興策といたしましては、継続をして創業支援、事業所等整備促進事業を 推進し、新規創業する商工業者の店舗及び機械器具の整備と既存の商工業者の店舗 リフォーム及び機械器具等の更新について支援をしてまいります。

同じく継続事業として、若手後継者や創業予定者の経営力向上に向けたソフト面の支援を行うため、若手後継者等育成特別推進事業を実施してまいります。

住宅リフォーム促進事業を継続して実施することとしておりまして、中小建設業者の支援と空き家対策としての地域環境の改善とともに、町内商工業の振興を図ります。

ネット通販販売拡大事業、地域資源活用等特産品開発・販路拡大事業を販売戦略 商工会補助金として位置付け、雇用の確保、商工会活動の支援と商工業者の経営革 新を支援してまいります。

町単独のプレミアム付き商品券の発行につきましても継続して実施し、町内にお

ける購買力の向上を目指してまいります。

企業誘致活動においては、火乃国食品工業において、既に氷川町氷川工場建設に着手されております。地域内の雇用に期待をしますとともに、残地につきましても元旦ビューティ工業において活用されるよう要望を行い、さらに新たな企業誘致活動を継続して進めてまいります。

道の駅竜北、竜北公園、宮原まちつくり酒屋、立神峡公園、秋山幸二ギャラリーが相互に連携をとりながら、その活用を図ってまいります。

氷川まつり、梨マラソン大会、ヘラブナ釣り大会、ウォーキング大会など、各種 イベントにつきましても、参加者増加への工夫を行うとともに、町外からの交流人 口を増やし、地域経済の活性化を図ってまいります。

2点目に、地域で生き生きと暮らす保健福祉のまちづくりであります。

新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種が最優先であります。国・県の指針に沿って集団接種と個別接種の併用型で準備を進めております。ワクチンの確保量が不透明であり、接種計画の正確な情報が発信できず、住民の皆さま方には不安を感じていらっしゃるというふうに思いますが、円滑な接種ができるよう万全を期して準備を進めてまいりますので、どうぞ町民の皆さまのご理解とご協力も合わせてお願いをいたしたいというふうに考えております。

生活の安定は健康づくりという観点から、疾病の早期発見、早期治療を促進し、 町民の皆さまの健康保持と医療費の抑制を図るため、保健予防・健診事業及び健康 相談、保健指導、食生活改善指導をさらに強化推進してまいります。

高齢者等福祉タクシー利用料金支援実証事業につきましても3年目を迎えます。 交通手段が乏しい高齢者及び障害をお持ちの方の皆さま方の足として支援をしてま いりたいというふうに思っております。

病児・病後児保育が八代北部地域医療センターを事業主体として実施をされております。今後も運営並びに財政支援を行ってまいりたいというふうに思います。

八代市郡医師会と連携して設置をしました八代地域在宅医療介護連携支援センターにつきましても、今、活動を行っておりますが、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、住民への講演会等がなかなか実施できづらい状況にございますが、今後、工夫をして推進をするとともに、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

第8期氷川町介護保険事業計画に基づき、対象者は個々のニーズに応じた適切な 介護保険サービスを提供してまいります。

人間ドック受診費用、各種がん検診費用、高齢者対策の予防接種事業、インフル エンザ予防接種費用の助成を継続して実施をしてまいります。 子育て及び定住促進対策として、現在、高校生までの医療費の無料化、産前産後ホームヘルプ事業及びすこやか赤ちゃん出産祝い金事業を実施しておりますが、こちらも継続して実施してまいります。

併せまして、保健所を中心とした氷川町子育て世代包括支援センター、今は健康 センター内に設置しておりますけれども、そちらの充実を図り、子育て世代の支援 を促進したいというふうに考えております。

高齢者及び障害者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業、高齢者及び障害者住宅改造助成事業の継続をするとともに、障害者総合支援法に基づくさまざまな支援事業を実施するとともに、就業支援などの自立支援にも取り組んでまいります。特に、いきいきサロン事業につきましては、全地区で開催されておりますけれども、高齢者のみならず地域の各年代層の方々が関わりを持てる機会をつくり、地域ぐるみで高齢者を見守る環境づくりに繋げてまいりたいというふうに考えております。

町社会福祉協議会の地域福祉計画及び組織改革計画を踏まえ、氷川町社会福祉協議会の円滑な事業運営に努めるとともに、社会福祉協議会と民間施設との役割分担を図り、氷川町に適応した社会福祉協議会独自の地域で支える介護福祉の環境づくりを進めてまいります。

3点目に、人を育む魅力ある教育の振興であります。

竜北西部小学校の学童保育所建設事業につきましては、本年度造成工事を施工いたします。

中学生の英語検定受験助成事業を継続し、財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定費用の一部を助成し、英語に対する学習意欲の向上を図ります。

小中学校に導入が完了したICT機器、電子黒板、タブレット等を活用するとともに、ICT支援員2名を配置し、学習支援にも取り組んでまいります。

継続して県費教職員を指導主事として本町に配置し、教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導等への指導助言を行うとともに、本町教育の特色でありますコミュニティスクールの取り組みを推進してまいります。

全小中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援 事業及び地域ぐるみで学校運営を支援する、学校支援地域本部事業も継続して取り 組んでまいります。特に要支援児童生徒支援員につきましては、5校を合わせて本 年度も12名体制で支援をしてまいります。

学校施設修理等、教材備品等の購入につきましては、学校現場の要望を尊重して 進めてまいります。

小学校部活動が社会体育に移行して3年が経過いたしました。今後も円滑な活動

が図られるよう支援を行ってまいります。

幼児期における質の高い保育・教育を支援するための子ども子育て支援事業計画 及び新次世代育成支援対策行動計画に基づく事業を実行し、全ての子どもと子育て 家庭が安心・安全・健康に暮らせるまちを目指してまいります。

八火図書館も多くの町民の皆さまにご利用をいただいておりますが、今後も蔵書数を増やすとともに、本施設を中核として学校図書館との連携を図りながら、積極的に図書活動を実施してまいります。

氷川町体育協会並びに総合型地域スポーツクラブ、氷川スポーツクラブの組織の 強化と会員拡大を目指して相互に連携を図りながら、社会体育と文化振興に向けた 支援を行います。

第76回熊本県民体育祭八代地区大会を本年9月11、12日に開催予定であります。八代市とともに対応を図ってまいります。

4点目は、魅力ある暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

地球環境への負荷低減による自然と共生するまちづくりを目指して、太陽光発電施設等の費用助成を行う、住宅用新エネルギー等導入促進事業及び合併浄化槽設置助成事業を継続して取り組みます。

ごみ減量化宣言をいたしましたが、生ごみ減量を目指した電気式生ごみ処理機及 びコンポスト購入助成は継続をして実施し、積極的にその普及を図り、ごみ減量化 に努めてまいります。

八代市環境センターにおける氷川町のごみ広域処理につきましては、八代市・氷川町循環型社会形成推進協議会において、現在、継続して協議を重ねております。 今後も協議を重ね、予定どおり広域化ができるように努力をしてまいります。

防災・防犯対策といたしましては、熊本地震を踏まえて一部見直しをした氷川町 地域防災計画に基づく対応を徹底するとともに、氷川町防災マップ地区別防災計画 に基づき防災訓練をはじめ、地区住民の皆さまの防災意識の醸成を推進してまいり ます。

防災行政無線を活用し、必要な情報を適時・適切に提供するとともに、災害対応 資機材及び食料等の備蓄を計画的に進めます。

消防団及び自主防災組織を核とした地域防災体制の充実と地域ぐるみで見守る防犯体制を確立するとともに、機能的な組織づくりを進めてまいります。特に消防団につきましては、団員の確保に努めるとともに、消防活動資機材及び装備の整備を行い、活動環境の充実と改善を図ります。

野津防災公園の供用開始をするとともに、宮原防災公園の整備工事を行い、年度 内供用の開始を目指して進めてまいります。 下水道事業につきましては、企業会計移行への準備を進め、竜北地区の各世帯への普及率の向上を図るとともに、県営事業で進めております宮原処理区の八代北部流域下水道への編入を県とともに推進をしてまいります。

集落内の道路、河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画と地区からの要望との整合性を図りながら、社会資本整備総合交付金等の国・県の事業を積極的に活用しつつ、優先順位をつけて整備を行うこととしています。また、県道氷川八代線道路改良につきましては、熊本県が実施主体となって事業を進めております。計画的に事業が進むよう、町といたしましても連携、協力してまいります。

町が管理する既設の橋梁については、橋梁の長寿命化改修修繕計画に基づき、優 先順位をつけて改良工事を行ってまいります。

町内の住宅建築物の安全性の確保等、耐震性の向上を図るため、住宅建築物耐震 改修促進計画に基づき、個別住宅耐震診断事業及びアスベスト調査分析事業を継続 して取り組んでまいります。また、公共住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した 町営住宅の整備と活用を図ります。併せまして、既に用地を取得しております旧氷 川警察署跡地につきましても、社会資本整備交付金事業を活用する方向で、今、県 との協議を進めているところでありますし、その計画にのる事業でないとなかなか 進めることができませんので、調査・研究を深めてまいりたいというふうに思って おります。

定住促進施策の一環として、継続事業といたしまして空き家バンクに登録した空き家リフォーム助成、引っ越し及び家財撤去費の助成を行うとともに、移住体験住宅を活用し、移住希望者の体験宿泊や空き家・空き店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより県外からの移住者の受け入れを行う、移住定住促進プロジェクト事業をさらに充実をして進めてまいります。

5点目に、住民自治を支える行政運営の推進であります。

議会議事録作成支援システム及び行政事務のペーパーレス会議システムを導入いたします。

第2次氷川町総合振興計画、第2期地方創生総合戦略並びに氷川町国土強靭化地域計画で示した、まちづくりの基本方針及び各種施策を着実に遂行するためには財源が必要であります。創意工夫による財源の確保と堅実な行政運営を図ってまいります。

氷川町第2次行政改革大綱及び実施計画に基づいた改革を確実に実践するとともに、堅実な行財政運営を行うためにも進捗状況の確認と成果の検証を行い、堅実な行財政運営を進めてまいります。さらに効率の良い機能的な行政組織とするため、公共施設の管理運営計画に基づき、適正な施設管理と効率的な運用に努めてまいり

ます。

行政運営の原動力であります職員の能力開発と育成に尽力するとともに、人事考 課を厳正に行い、処遇へ反映させてまいります。

住民と行政の協働による、まちづくりを進めていく上では、住民の皆さまとの対話と協調が必要であります。町政懇談会等につきまして、大変厳しい状況でございますけれども、工夫をして実施するとともに、情報を共有する必要がありますので、できる限りの情報提供に努めてまいります。

SDGsの一環として取り組んでいる、ペルー共和国への衣類支援を継続して実施するとともに、大空町との人事交流及び物産相互交流も継続し、友好の絆を深めてまいります。

以上、5つのまちづくり戦略を令和3年度の町政運営の基本方針として、安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市、氷川町の創造を目指して、職員とともに全身全霊を傾注して、緊張感を持って取り組んでまいる所存でございますので、議員各位により一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和3年度の施政方針といたします。

続きまして、提案理由の説明を行います。本定例会に提案をいたしておりますのは条例の制定及び一部改正11件、令和2年度一般会計並びに特別会計補正予算5件、令和3年度一般会計並びに特別会計予算5件、その他1件、同意1件でございます。

議案第2号は、公職選挙法の改正に伴い、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙に おける選挙運動費等の公費負担に関する条例を制定するものであります。

議案第3号は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を今年度の事業費に充てるため基金を設置し、その設置及び運用に関する条例を制定するものであります。

議案4号は、国営土地改良事業の実施に伴い、土地改良法に規定する負担金等の 徴収に関する条例を制定するものでございます。

議案第5号は、いじめ防止対策推進法及び氷川町いじめ防止基本方針に基づき、 教育委員会にいじめ防止対策審議会を設置するため、条例を制定するものでござい ます。

議案第6号は、いじめ防止対策推進法に基づき、重大事態への対処及び再調査を 行う機関として、町にいじめ調査委員会を設置するため、条例を制定するものでご ざいます。

議案第7号は、議会常任委員会及び議会運営委員会の委員長の報酬額を新たに定めるとともに、いじめ防止対策審議会及びいじめ調査委員会委員の報酬を新たに追

加するため、関係条例の一部を改正するものでございます。特に議会の各委員長報酬額の追加制定につきましては、当氷川町議会は全国の自治体に先駆けて制定されました氷川町議会基本条例に基づく、委員会活動の活性化を目指すものでありまして、厳しい社会経済情勢が続く中で、住民生活の実情を調査・検討し、町政運営の政策提案等を審議するためには、委員長の果たす役割は大変重要であり、その職責に応じた報酬額を設定するものでございます。なお、氷川町特別職報酬等審議会の答申においても、各常任委員会及び議会運営委員会の調査・研究・政策立案及び政策提言等の機能を充実・強化されることに期待をする旨の意見が付帯されておりまして、その上で妥当と判断をいただいたところでありますので、議員各位にもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

議案第8号は、野津防災公園の供用開始に伴い、氷川町公園条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号は、一般廃棄物の適正な処理の実施の確保に伴い、氷川町廃棄物処理 及び清掃に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律 の施行に伴い、氷川町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号は、介護保険法施行令等の見直しに伴い、氷川町介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号から議案第17号までは、令和2年度一般会計並びに特別会計の補 正予算でありまして、一般会計、特別会計ともにそれぞれ過不足が生じております ので補正するものでございます。

議案第18号は、令和3年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の 総額を対前年比1.6パーセント増の65億297万2,000円とするものであり ます。

議案第19号は、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳 入歳出予算の総額を対前年度比4.5パーセント減の19億1,491万2,000 円とするものであります。

議案第20号は、令和3年度氷川町介護保険特別会計予算でありまして、歳入歳 出予算の総額を対前年度比4.1パーセント減の17億6,508万2,000円と するものであります。

議案第21号は、令和3年度氷川町下水道事業特別会計予算でありまして、歳入

歳出予算の総額を対前年度比23.5パーセント減の4億9,514万6,000円 とするものであります。

議案第22号は、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまして、 歳入歳出予算の総額を対前年度比4.7パーセント増の1億8,722万6,000 円とするものでございます。

議案第23号は、東日本大震災等に伴う合併市町村にかかわる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の制定により、新町建設計画に基づき地方債を起こすことができる期間の特例が定められたことに伴い、新町建設計画の計画期間等を変更するものであります。

同意第1号は、氷川町農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるもので ございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に 説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定をいただきます ようお願い申し上げまして、施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長(米村 洋君)** ここで暫時休憩いたします。11時20分から会議を再開いたします。

-----休憩 午前11時08分 再開 午前11時20分

O議長(米村 洋君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 これから、議案第2号から順次、詳細説明を求めます。 総務課長、稲田和也君。

○総務課長(稲田和也君) 議案第2号、氷川町議会議員及び氷川町長の選挙における 選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、氷川町議会議員及び氷川町長の 選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方 自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、公職選挙法の一部改正により、町村の選挙における立候補の環境が 改善され、選挙公営が町村にも拡大されたことに伴い、条例を制定する必要がある ためでございます。

主な制定内容をご説明いたします。1ページをお願いします。第2条で、選挙運動用自動車の使用の公費負担について定めるものでございます。上限額6万4,50円の5日分でございます。

2ページをお願いします。第6条で、選挙運動用ビラの作成の公費負担について

定めるものでございます。議会議員が上限7円51銭の1,600枚、1万2,016円、町長におかれましては上限7円51銭の5,000枚で3万7,550円となります。

3ページをお願いします。第9条で、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について定めるものでございます。上限額4,721円50銭かける74カ所で、34万9,391円ということになります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 企画財政課長、濤岡美智代さん。
- **〇企画財政課長(濤岡美智代さん)** 議案第3号、氷川町新型コロナウイルス感染症対 応地方創生基金条例の制定についてご説明いたします。

氷川町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例を別紙のとおり制定する ため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございま す。

提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者及び農業者で、国及び熊本県が実施する融資制度を利用した者に対して行う最長5年間の利子等の補給について、令和2年度で交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を令和3年度以降の財源とするため、基金条例を制定する必要があるためでございます。

条例の主な内容につきましては、第2条の基金に積み立てる額は予算で定める額 としております。また、第6条の処分で、第1条に規定する目的達成のために必要 な経費の財源に充てる場合に処分することができるとしております。

なお、附則で条例の施行日を交付の日とし、令和8年3月31日に本条例を失効 すると規定しております。

以上で、議案第3号について説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 農地課長、星田達也君。
- **〇農地課長(星田達也君)** 議案第4号、氷川町国営土地改良事業負担金等徴収条例の 制定についてご説明いたします。

氷川町国営土地改良事業負担金等徴収条例を別紙のとおり制定するため、地方自 治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、国営土地改良事業の実施に伴い、土地改良法第90条第6項の規定に基づき、負担金等の徴収に関する条例を制定する必要があるためでございます。

議案の主な内容につきましては、国営土地改良事業が行われた際に、事業に係る 受益者から国が定める負担金を徴収するという内容のものです。 以上で、議案第4号の説明を終わります。

- ○議長(米村 洋君) 学校教育課長、岩本博美さん。
- **〇学校教育課長(岩本博美さん)** 議案第5号、氷川町いじめ防止対策審議会設置条例 の制定についてご説明いたします。

氷川町いじめ防止対策審議会設置条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法 第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成25年9月に国のいじめ防止対策推進法が施行されました。今回、提案いたします氷川町いじめ防止対策審議会設置条例は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定及び氷川町いじめ防止基本方針に基づき、教育委員会と教育委員会主催のいじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、氷川町におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、ご意見をいただくとともに重大事態が起こった場合に、その事実関係を明確にするための調査を行うため、教育委員会にいじめ防止対策審議会を設置する条例を制定する必要があり、ご提案するものでございます。

氷川町において、重大事態に至る問題はこれまで起こっておりません。しかしながら、事案が発生してからの対応では初動対応が遅れ、解決への道を見失うことになりかねません。万が一に備え、体制を万全にしておくことはより良い解決に必要不可欠です。

審議会の委員につきましては、弁護士会や熊本県臨床心理士会、医師会など、それぞれの団体に対して専門家の推薦を依頼する予定としております。また日頃から学校教育活動の充実を図り、いじめを起こさない、いじめを許さない学校づくりを各学校に指導を重ねてまいります。児童生徒が安心して生活できるよう必要な組織を設置する必要があり、この条例を制定するものでございます。

以上です。

- ○議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 議案第6号、氷川町いじめ調査委員会設置条例の制定について、氷川町いじめ調査委員会設置条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、重 大事態への対処及び再調査を行う機関として、町にいじめ調査委員会を設置する条 例を制定する必要があるためでございます。

主な制定内容をご説明いたします。1ページをお願いいたします。第1条で氷川町いじめ防止対策審議会が行った重大事態への対処または重大事態と同種の事態の発生の防止のため、教育委員会の調査結果について必要な再調査を行う機関として、

法第30条第2項の規定に基づき、町に氷川町いじめ調査委員会を設置するもので ございます。

第3条で、調査委員会は法律、医療、心理等の専門的な知識及び経験を備えた委員5名以内で組織し、氷川町いじめ防止対策審議会の委員を兼ねることができないこととなっております。

第4条で、委員の任期は2年としています。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、議会議員の中に常任委員会及び議会運営委員会の委員長を新たに追加し、報酬月額を定めるとともに、氷川町いじめ防止対策審議会委員及び 氷川町いじめ調査委員を新たに追加するため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

めくって1ページをお願いいたします。第1表、第1の区分の副議長の次に常任 委員会及び議会運営委員会の委員長を追加し、月額報酬額を23万6,000円と する。

次に、3ページをお願いいたします。別表第2の障害者介護認定審査会委員の次に、いじめ防止対策審議会委員、いじめ調査委員会委員を追加し、日額報酬額を1 万円とするものでございます。

ここで修正とおわびを申し上げたいと思います。新旧対照表の4ページをお願い します。最後から2枚目の4ページでございます。その表の中で、赤書きの「いじ め防止等対策委員会委員」という表記でございますが、「いじめ防止対策審議会委 員」に修正をお願いしたいと思います。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議案第8号、氷川町公園条例の一部を改正する条例について、氷川町公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、氷川町が管理する公園に、新たに整備した野津防災公園を 追加するため、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。1ページをお願いします。新村中塘 公園の次に、名称、野津防災公園、位置、氷川町野津4741番地2を追加するも のでございます。 以上で、議案第8号の説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 町民課長、尾村幸俊君。
- ○町民課長(尾村幸俊君) 議案第9号及び議案第10号を一括して、ご説明いたします。

議案第9号、氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施を 確保するため、許可業者が徴収する収集運搬料金等について適正な維持を図るため、 条例の一部を改正するものでございます。

3枚目の新旧対照表をご確認願います。第14条に収集運搬料金等の適正化として「町長は処理業者等が徴収する料金について、その適正な維持が図られるよう努めるものとする。」を加えるものです。

この条例は公布の日から施行するものです。

これで、議案第9号、氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

続きまして、議案第10号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地 方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月13日から施行されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

3枚目の新旧対照表をご確認願います。附則第5項中のアンダーラインの部分になります。「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改めるものです。

この条例は公布の日から施行するものです。

これで、議案第10号、氷川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について 説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 福祉課長、山本昭義君。
- ○福祉課長(山本昭義君) 議案第11号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例 について説明いたします。

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自 治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令において、平成30年度及び令和2年度の税制改正により、介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたため、条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容としまして、令和3年度から令和5年度までの保険料率の見直し を行うものとなります。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

これで、議案第11号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明 を終わります。

続きまして、議案第12号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明いたしま す。

氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関係条例を整備する必要が あるため条例の一部を改正するものです。

主な改正内容としましては、感染症対策の強化、感染症や災害が生じた場合であっても業務継続に向けた取り組みの強化、高齢者虐待防止について明確されたものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

これで、議案第12号、氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 企画財政課長、濤岡美智代さん。
- **〇企画財政課長(濤岡美智代さん)** 議案第13号、令和2年度氷川町一般会計補正予 算(第11号)についてご説明いたします。

令和2年度氷川町一般会計補正予算(第11号)を別紙のとおり定めるため、地 方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,543万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億209万3,000円とする補正予算でございます。補正の概要は実績などによる執行残の減額が主なものとなっており、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から多くの事業が中止となり、その不用額も計上いたしております。

6ページをご覧ください。第2表、繰越明許費補正でございます。追加になります。20款、衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業445万8,000円は、ワクチン接種の事業のスケジュール延期により、年度内完了ができないため繰り越すものでございます。40款、消防費、消防小型動力ポンプ積載車整備事業3,245万9,000円は、国外で製造している部品の機器が新型コロナウイルス感染症の影響で納入が困難となっており、年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。宮原防災公園整備事業3,025万6,000円は、用地造成後の地盤安定のための期間が必要であり、年度内完了が見込めないため繰り越すものでございます。

7ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。総務債を1億3,328万7,000円に、農林水産業債を9,010万円に、土木債を2億290万円に、消防債を1億2,760万円に限度額を変更するものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

32ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、15目、企画費、33ページになります、12節、委託料、ふるさと納税事業支援業務委託料1,100万円は、ふるさと納税の目標額を1億円としておりますが、2月末現在の寄附額が目標額を超えており、3月末までの寄附も見込んで目標額を2,000万円増額いたします。寄附の増額に伴い、業務委託料を計上するものでございます。

35ページをご覧ください。97目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金、24節、積立金2,275万円は、基金条例の制定でご説明しました、令和3年度からの利子補給等の財源として積み立てるものでございます。

41ページをご覧ください。15款、民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、次のページになります、19節、扶助費の障害福祉サービス費等300万円及び障害児タイムケア事業100万円は、利用が増え実績見込みにより不足が見込まれるため、計上するものでございます。

22節、償還金利子及び割引料349万3,000円は、障害者医療費などの令和元年度実績に伴い、国及び県へ返還金を計上するものでございます。

44ページをご覧ください。10項、児童福祉費、15目、保育所費、10節、 需用費の給食費で500万円減額しておりますが、令和2年6月より給食調理業務 を委託しておりますので、不用額を減額するものです。

45ページです。18節、負担金補助及び交付金の保育施設給付費補助金1,1 11万4,000円につきましては、公定価格単価改定により、見込額より増額と なるため、不足分を計上いたしております。また、一時預かり事業補助金393万 4,000円は、対象者の増加により不足が見込まれるため計上するものです。

51ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、1枚めくっていただき、53ページをお願いいたします。18節、負担金補助及び交付金の下から4項目めの農業収入安定化事業費補助金146万3,00円は、農業共済掛金の一部を補助するもので、見込みにより不足分を計上するものです。

55ページをご覧ください。25目、農地費、10節、需用費の修繕料を230万円減額しておりますが、主なものといたしましては西網道排水路修繕でございます。同時に実施予定の県営事業が令和3年度実施となったことに伴い、減額するものでございます。

57ページをご覧ください。10項、林業費、5目、林業振興費、18節、負担 金補助及び交付金の有害鳥獣捕獲事業補助金102万5,000円は、日本鹿や猪、 ヒョドリの増加により不足が見込まれるため、計上するものです。

次に、歳入の主なものをご説明いたします。

10ページをご覧ください。5款、町税、5項、町民税、5目、個人及び10目、 法人の計で1,050万6,000円の増額、10項、5目、固定資産税を970万 5,000円増額、それぞれ収入見込により計上いたしております。

11ページをご覧ください。15項、軽自動車税、10目、環境性能割及び15目、種別割の計で238万6,000円増額です。20項、5目、町たばこ税につきましては、699万5,000円の減額でございます。

13ページをご覧ください。30款、5項、5目、5節、地方消費税交付金は交付決定通知により、4, 452万4, 000円の増額をしております。

16ページをご覧ください。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、50節、介護保険料軽減強化負担金は、非課税世帯の被保険者に対する軽減分について国が2分の1を負担するもので、通知により787万5,00円増額するものです。また同様に、18ページの70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費負担金、45節、介護保険料軽減強化負担金につきましても県の負担であります4分の1の393万7,000円を計上しております。この負担金につきましては、町負担分を加え、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

16ページへ戻っていただき、10項、国庫補助金、5目、総務費国庫負担金、5節、総務費補助金の主なものは、特別定額給付金給付の実績に伴う事業費補助金420万円の減額及び事務費補助金928万7,000円の減額でございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金668万1,000円につきましては、第3回交付分で国庫補助金、国庫補助事業等の地方負担分に係る交付額を計上いたしております。

19ページをご覧ください。70款、県支出金、10項、県補助金、5目、総務 費県補助金、5節、総務費補助金、上から5項目めの新型コロナウイルス感染症対 応総合交付金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し て行う事業のうち、県が定める事業に対しての事業費の一部が交付されるもので、 809万7,000円を計上いたしております。

23ページをご覧ください。85款、繰入金、10項、基金繰入金、5目、5節、 財政調整基金繰入金につきましては、交付税やその他収入の増加などがあり、1億 6,00万円減額するものです。

25ページをご覧ください。99款、5項、町債、5目、総務債、8節、減収補 填債800万円を計上いたしております。国が定めた税目の減収を補填するための もので、令和2年度に限り対象税目が追加されており、地方消費税交付金などが該 当したものです。15目、農林水産業債、15節、合併特例債の3,240万円を 減額し、20節、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債に3,260万円を計上い たしております。県営事業の竜北地区湛水防除事業負担金の財源とするものですが、 国の第3号、補正予算で起債対象となった事業について組み替えるものでございま す

79ページの給与費明細書以降につきましては、説明を割愛させていただきます。 以上で、議案第13号の説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 町民課長、尾村幸俊君。
- ○町民課長(尾村幸俊君) 議案第14号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補 正予算(第4号)についてご説明いたします。

令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,796万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,810万2,000円とするものです。

歳出の額は、大きいものを説明いたします。

11ページをお願いいたします。10款、保険給付費、5項、療養諸費、5目、一般被保険者療養給付費、18節、負担金補助及び交付金6,010万円の減額は、診療報酬の見込みによる減額でございます。

12ページをお願いいたします。10款、保険給付費、10項、高額療養諸費、 5目、一般被保険者高額療養給付費、18節、負担金補助及び交付金1,000万円の減額は、高額療養費の見込みによる減額でございます。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

6ページをお願いいたします。5款、5項、国民健康保険税、5目、一般被保険 者国民健康保険税、補正前の額3億6,536万8,000円、補正額4,079万 円は、1月までの収納状況により見込みを算定した額となります。

7ページをお願いいたします。15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、25目、5節、災害臨時特例補助金1,124万6,000円の減額は、コロナ感染症の影響により、収入減により国保税の減免に対する国からの財政支援を昨年9月に補正いたしました減額によるものです。

8ページをお願いいたします。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、 保険給付費等交付金、5節、普通交付金1億873万2,000円の減額は、保険 給付費の減額によるものです。

17ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。 これで、議案第14号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について説明を終わります。

- ○議長(米村 洋君) 福祉課長、山本昭義君。
- **〇福祉課長(山本昭義君)** 議案第15号、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。

令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。 次のページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,543万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,273万6,000円とするものです。

歳入の主なものからご説明いたします。歳入の減額は、歳出の減額に伴うものとなりますので説明は省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、20目、5節、保険者機能強化推進交付金139万8,000円の増額です。25目、保険者努力支援交付金、5節、現年度分257万3,000円は新設の交付金となります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。減額分につきましては、実績 見込みなどによる執行残が主な理由となりますので、説明は省略させていただきま す。

15ページをお願いいたします。10款、保険給付費、20項、高額介護サービス等費、5目、高額介護サービス費、18節、負担金補助及び交付金514万2,000円の増額は、月内の限度額、利用者負担上限額を超える利用が増えたため、不足分を増額するものとなります。

19ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。 これで、議案第15号、令和2年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第3号) について説明を終わります。

○議長(米村 洋君) ここで、1時まで暫時休憩いたします。

------休憩 午前11時58分 再開 午後 1時00分

○議長(米村 洋君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設下水道課長、野田俊明君。

**〇建設下水道課長(野田俊明君)** 議案第16号、令和2年度氷川町下水道事業特別会 計補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。

令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳 出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,344万6,000円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,511万2,000円とする補正でございます。

減額の主な理由としましては、下水道特別会計の収支予算の確定見込みと執行残などによります減額補正でございます。

歳出の主なものからご説明いたします。

10ページをご覧ください。5目、総務管理費、2節、給料から4節、共済費までは、執行残による減額773万9,000円でございます。

11ページをご覧ください。同じく5目、総務管理費、26節、公課費、消費税及び地方消費税の減額430万円につきましては、当初、令和元年度実績と同程度を予算化しておりました。しかしながら、八代北部流域下水道事業の建設負担金の負担によりまして、還付が見込まれるための減額補正でございます。

次に、10目、公共下水道維持費、14節、工事請負費、1,100万円の補正は、工事名氷川町公共下水道管路改築更新修繕工事であります。概要は後ほど、繰越明許費補正のところで説明させていただきたいというふうに思っております。

次に、15目、公共下水道建設費、14節、工事請負費433万円の減額は、管 渠築造工事の執行残でございます。同じく18節、負担金補助及び交付金の2,6 27万8,000円の減額は、県が実施しております宮原ポンプ場新設工事の一部 が令和3年度に計画変更されたことによるものです。

続いて、歳入の説明に入ります。

8ページをご覧ください。10款、使用料及び手数料、5項、使用料、5目、下水道使用料、5節、公共下水道使用料の250万円の減額は、収入見込によります減額補正でございます。これは使用料の徴収率が99パーセントを超える中で、不思議な現象でございましたので、内容を精査しましたところ、サービスエリアの西日本高速道路株式会社さんになりますけれども、下水道利用料が月平均で20万円程度落ち込んでございました。そのことによりますことが原因だというふうに思われます。

次に、15款、国庫支出金、5項、国庫補助金、5目、5節、下水道補助金の141万5,000円の増額については、ストックマネジメント計画に基づきます下水道維持管理を行う上での改築・更新等に係る社会資本整備交付金の追加配分によるものです。

次に、20款、繰入金、5項、5目、5節、一般会計繰入金につきましては、収支決算の見込みにより578万3,000円を減額するものです。

次に、25款、5項、5目、5節、繰越金につきましては、収支決算の見込みにより 142万2,000円を増額するものです。

次に、35款、5項、町債、5目、5節、下水道債につきましては、収支決算の 見込みにより2,800万円を減額するものです。

13ページ以降、給与関係につきましては省かせていただきます。

次に、4ページをご覧ください。繰越明許費補正でございます。追加と変更がご ざいます。

まず、追加分になります。5款、5項、公共下水道事業費、事業名マンホールポンプ更新事業の418万円は、平成15年度に設置したマンホールポンプが経年劣化によりまして、絶縁抵抗値が急激に低下しております。緊急に修繕を要するとしまして、12月補正にて計上させていただいております。速やかに修繕工事の契約を行いましたが、ポンプの製造に必要な部品の調達がコロナ禍における緊急事態宣言等によりまして、大幅に遅延することとなりました。正確には、その部品の生産

ラインが停止したということですけれども、そのことで年度内に修繕の完了する見込みが見込めないため、繰り越しするものでございます。現在のところ、本年4月末の工事完了の予定でございます。

次に、変更分です。5款、5項、公共下水道事業費、事業名、公共下水道管路施設修繕改築事業の変更です。先ほど歳出で説明しました、公共下水道維持費の工事請負費1,100万円を追加し、補正後の額を4,558万円にする補正であります。これは令和元年にストックマネジメント計画に基づき、宮原処理区管路調査を実施しております。その中で緊急度の判定の高かった部分、362.7メートルに対しまして、改築・更新・修繕を行うものでございます。実際には、令和2年度の工事の分と令和3年度に予定しておりました部分について、国の3次補正により前倒しで実施することになりました。利点としましては、現在、課題となっております不明水対策について、前倒しで実施することによりまして、少しでも早期に対応できるものと期待しているところございます。

最後に、5ページをご覧ください。地方債補正でございます。下水道債の限度額を1億7,250万円に減額する補正でございます。

以上で、議案第16号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 町民課長、尾村幸俊君。
- ○町民課長(尾村幸俊君) 議案第17号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第3号)についてご説明いたします。

令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,072万8,000円とするものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。10款、5項、5目、後期高齢者医療広域連合納付金、18節、負担金補助及び交付金の100万4,000円の減額は、現年保険料負担金の減額等によるものです。

10ページをお願いいたします。15款、保険事業費、5項、10目、健康増進 事業費、27節、繰出金の203万7,000円の増額は、高齢者の保健事業と介 護予防の一体的実施事業受託収入を一般会計へ繰り出すものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

6ページをお願いいたします。5款、5項、後期高齢者医療保険料、5目、特別 徴収保険料、5節、現年度分152万1,000円の減額は、見込みによる減額と するものです。

7ページ、30款、諸収入、13項、5目、5節、後期高齢者医療広域連合補助金156万5,000円の減額及び8ページ、20項、受託事業収入、5目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、5節、健診事業収入331万円の増額は、歳入でご説明いたしました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入での増額と事業名の変更による増額とするものです。

これで、議案第17号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 企画財政課長、濤岡美智代さん。
- **〇企画財政課長(濤岡美智代さん**) 議案第18号、令和3年度氷川町一般会計予算に ついてご説明いたします。

令和3年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条 第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億297万2,000円 とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの 金額は第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条以降につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページをご覧ください。第2表、債務負担行為でございます。標準宅地時点修 正鑑定評価業務委託、期間令和5年度まで、限度額495万2,000円、土地宅 地評価業務委託、期間令和5年度まで、限度額541万2,000円、一般健診業 務委託、人間ドック分、期間令和4年度まで、限度額400万円、県営竜北地区土 地改良事業、期間令和7年度まで、限度額5億6,001万8,000円、砂川排水 機場土地改良事業、期間令和8年度まで、限度額1億9,393万6,000円、中 小企業利子補給、期間令和8年度まで、限度額300万円でございます。

8ページをお願いいたします。第3表、地方債でございます。各記載の限度額をお示ししております。総務債1億2,200万円、民生債3,030万円、農林水産業債1,770万円、土木債2,940万円でございます。

次に、歳入をご説明いたします。

9ページの事項別明細書をご覧下さい。歳入合計は65億297万2,000円で、前年度比1億319万8,000円、1.6パーセントの増額でございます。主なものとしましては、5款、町税9億5,688万円を計上いたしております。新

型コロナウイルス感染症の影響から減収を見込み、前年度比1,557万3,000円の減額でございます。45款、地方交付税27億円、前年度と同額で見込んでおります。合併算定替、段階的な縮減期間が終了し、普通交付税は減額の見込みでありますが、起債償還に係る交付税措置を考慮して計上しております。65款、国庫支出金7億793万4,000円、前年度比1億7,949万5,000円の増額です。70款、県支出金5億5,182万5,000円、前年度比347万円の増額です。80款、寄附金1億1,000円、前年度比4,999万9,000円の増額です。85款、繰入金7億8,764万6,000円、前年度比4,216万9,000円の増額です。99款、町債1億9,940万円、前年度比1億9,640万円の減額でございます。

続きまして、歳出でございますが、主なものをご説明させていただきます。

37ページをご覧ください。5款、5項、5目、議会費、12節、委託料、次のページをお願いいたします。議事録作成支援システム導入委託料494万4,000円でございますが、AI音声認識による会議録の作成支援システムを導入するもので、町議会関連の各種会議などの会議録作成に係る職員の負担を軽減し、効率化を図るもので、第3回交付の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施するものです。このシステム導入後には、前の37ページ、一番下にあります議会会議録委託料が不要となります。例年通り4回の定例議会分を計上しておりますが、導入時期に応じて減額補正を予定しております。

38ページです。 10款、総務費、 5項、総務管理費、 5目、一般管理費、 2枚 めくっていただき、 42ページをお願いいたします。 12節、委託料のペーパーレス会議システム導入委託料は、新しい生活様式に対応した行政のデジタル化を推進するため、オンラインによる職員及び議会議員間の情報共有を図るための環境整備を行うもので、 664 58, 00 0 円を計上いたしております。 この事業につきましても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものです。

46ページをご覧ください。13目、振興局費、1枚めくっていただき、49ページをお願いいたします。18節、負担金補助及び交付金の一番下、新型コロナウイルス感染症対策地域振興券交付金5,800万円でございますが、町内で使用できる地域振興券を全町民に配布するもので、昨年度に引き続き、地域経済の活性化及び家計支援のための取り組みでございます。

62ページをご覧ください。20項、選挙費、15目、町長及び町議会議員選挙費を2,524万4,000円計上しております。令和3年11月5日に任期満了を迎えるため計上するもので、今回の選挙から、63ページになります、18節、負担金補助及び交付金の選挙運動用公費負担が追加となっております。25目、衆議

院議員選挙費では、978万9,000円計上いたしております。令和3年10月 21日任期満了に伴うものでございます。

75ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、12節、委託料の竜北西部学童保育所建設工事設計等業務委託料及び14節、工事請負費、76ページをお願いいたします。竜北西部学童保育所建設用地造成整備工事につきましては、氷川町子ども子育て支援事業計画に基づき、新たに学童保育所を建設するためのものでございます。財源につきましては、竜北西部学童保育所整備基金及び合併特例債を活用いたします。

83ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予備費で、新型コロナワクチン接種関連の費用を計上しております。総額6,838万円でございます。主なものといたしまして、85ページをお願いいたします。12節、委託料のワクチン集団接種業務委託料1,881万5,000円及びワクチン個別接種費用委託料2,906万円を計上いたしております。財源は、国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び体制確保事業費補助金でございます。

93ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、1枚めくっていただき、18節、負担金補助及び交付金、もう1枚おめくりください。96ページの上から3事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への第2次の支援でございます。農林水産業事業継続支援金は、販売金額が減少した農林水産業者へ支援金10万円を支給するもので、1,270万円の計上、農業収入安定化事業費補助金は、経営者の負担を軽減するため収入保険の保険料の2分の1を補助するもので1,258万6,000円の計上。資金利子等補助金は、事業継続のため融資を受けた際の利子等を補給するもので14万4,000円計上いたしております。

102ページをご覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、次のページでございます。18節、負担金補助及び交付金の下から3事業につきましても新型コロナウイルス感染症対策事業であります。利子補給金は、事業継続のため融資を受けた際の利子を補給するもので650万5,000円を計上。商工業事業継続応援金は、売上が減少した事業者へ応援金10万円を支給するもので1,500万円の計上。器具購入助成金は、町民が町内の店舗で購入する感染予防対策器具購入の8割を助成するもので1,600万円を計上いたしております。

108ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋梁費、10目、 道路維持修繕費は3,713万4,000円を計上いたしております。

109ページの15目、道路新設改良費は工事請負費の5件の工事を含み5,2

37万5,000円の計上でございます。

124ページをご覧ください。45款、教育費、10項、小学校費、15目、学校事務センター費、次のページの13節、使用料及び賃借料の下から2つ目の校務支援システム利用料につきましては、現在のユーネット利用料に加えて教職員の働き方改革として、業務の効率化を図るために導入する統合型校務システム利用料及び学校用のグループウェア利用料でございます。小学校3校分、421万6,000円を計上いたしております。竜北中学校につきましても、中学校費で計上いたしております。

138ページをご覧ください。25項、保健体育費、5目、保健体育総務費、次のページの18節、負担金補助及び交付金の3項目め、県民体育祭八代大会準備委員会及び実行委員会負担金697万1,000円は、令和3年9月11日から12日に開催予定の県体八代大会にかかる負担金でございます。

143ページをご覧ください。55款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利子及び割引料で、町債元金9億5,765万6,000円を計上しております。前年度より増額となっておりますが、増額の主なものは令和元年度の繰越事業であります防災無線デジタル化整備事業、野津及び宮原防災公園整備事業などに係る起債の償還が開始するためでございます。

144ページの給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

- ○議長(米村 洋君) 町民課長、尾村幸俊君。
- **〇町民課長(尾村幸俊君)** 議案第19号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計予 算について説明いたします。

令和3年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自 治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 19億1,491万2,000円とするものです。

5ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為にて特定健診人間ドック分業務委託に関して、令和4年度に限度額215万円を計上しております。

次に、歳出の前年比較が大きい主なものをご説明いたします。

14ページをお願いいたします。5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料、国保市町村事務処理標準システム導入支援委託料1,4 91万6,000円は、令和4年度導入予定の全国で開始される事務の効率化と国保サービスの均一化を図るための市町村事務処理標準システム移行の費用で、国か らの10分の10、特別交付金での対応となるものです。

10目、連合会負担金、18節、負担金補助及び交付金、15ページの市町村事務処理標準システム運営管理費1,253万7,000円は、国保連合会が先ほどのシステムのクラウドの運営主体となります。その際のサーバー構築の負担金で、特別交付金10分の10での対応となるものです。

16ページ以降の保険給付費納付費につきましては、前年度の実績見込みや県試算により計上しております。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。

8ページをお願いいたします。5款、5項、国民健康保険税、5目、一般被保険 者国民健康保険税、本年度予算額3億8,626万円は、昨年11月の徴収状況に より計上しております。

10ページをお願いいたします。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、本年度予算額13億6,560万6,000円は、療養給付費の見込額となります。40款、繰入金、5項、5目、一般会計繰入金、本年度予算額1億1,868万7,000円は、保険安定基盤の補助金が確定し、前年度の実績を基に計上しております。

26ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。 これで、議案第19号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計予算の説明を終 わります。

## ○議長(米村 洋君) 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長(山本昭義君) 議案第20号、令和3年度氷川町介護保険特別会計予算について説明いたします。令和3年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17 億6,508万2,000円とするものです。

歳入から説明いたします。

4ページ、歳入歳出当初予算事項別明細書をご覧ください。歳入の主なものとしまして、5款、保険料3億4,429万2,000円、前年比3,631万円の減額となります。15款、国庫支出金4億4,607万2,000円、前年比2,094万2,000円の減額となります。20款、支払基金交付金4億6,037万1,00円、前年比1,711万8,000円の減額です。25款、県支出金2億4,493万6,000円、前年比600万4,000円の減額です。40款、繰入金2億6,842万4,000円、前年比672万8,000円の増額です。この増額は、

低所得者保険料の軽減分に対する負担、国2分の1、県と町4分の1を一般会計から繰り出してくる分で増額となっております。歳入の減額は、歳出の項目の負担割合により算出するための減額となっております。

次に、歳出をご説明いたします。

次の下のページ、5ページをご覧下さい。歳出の主なものとしましては、5款、総務費2,011万1,000円、前年比1,260万円の減額です。10款、保険給付費16億6,525万6,000円、前年比5,702万5,000円の減額です。17款、地方支援事業費7,830万5,000円、前年比546万5,000円の減額です。

歳入歳出の合計額17億6,508万2,000円は、前年度18億4,016万3,000円に対し、7,508万1,000円の減額となります。

25ページ、給与費明細以降につきましては、説明を省略させていただきます。 これで、議案第20号、令和3年度氷川町介護保険特別会計予算について説明を 終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 建設下水道課長、野田俊明君。
- **〇建設下水道課長(野田俊明君)** 議案第21号、令和3年度氷川町下水道事業特別会 計予算についてご説明させていただきます。

令和3年度氷川町下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治 法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,514万6,000円とする予算でございます。前年度と比較しますと1億5,199万9,000円の減で、対前年度比23.5パーセントの減額予算となります。

それでは、歳出の主なものについて説明させていただきます。

11ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費の2節、給料から4節、共済費までは職員給与関係で、会計年度職員を含む下水道職員4名分の2,128万3,000円を計上しております。8節、報償費は令和2年度建設し供用開始しております、11件分の受益者分担金の一括納付に対する報奨金をはじめとして44万円を計上しております。

12ページの12節、委託料では、2年に1度の氷川町下水道台帳更新業務委託料として280万円を計上しております。

次に、氷川町下水道事業公営企業会計移行支援業務委託料で2,761万3,00 0円を計上しております。これは国の通達によりまして、人口3万人未満の公共団体は令和5年までに公営企業会計へ移行することが示されております。その準備を 進めております。令和3年度は下水道施設の資産評価の情報収集、いわゆる償却資産の洗い出しとなります。それと企業会計システムのシステム構築にあたります。

次に、13ページをご覧ください。10目、公共下水道維持費の主なものといたしましては、10節、需用費でマンホールポンプ場の電気代、建築物修繕料、管路修繕料の合計で914万6,000円を計上しております。

14ページをご覧ください。12節、委託料でマンホールポンプ場管理委託料581万4,000円、汚泥処分業務委託料742万3,000円、指定管理者によります宮原浄化センターの管理委託料4,268万円を計上しております。18節、負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金といたしましては5,655万円を計上しております。

次に、15ページになります。15目、公共下水道建設費は、14節、工事請負費で新築住宅建設等に対応するため、管渠築造工事760万円を計上しております。同じく18節、負担金補助及び交付金の八代北部流域下水道事業建設負担金としまして3,476万7,000円を計上しております。事業内容は八代北部浄化センターの改築更新並びに宮原処理区の八代北部流域下水道への編入に伴います、宮原中継ポンプ場、宮原流域幹線管渠築造工事の負担金となります。次に、21節、補償補填及び賠償金では、管渠築造工事に伴う上水道施設の移設補償費として70万円を計上しております。

15ページから16ページの個別排水処理事業費につきましては、宮原処理区の合併浄化槽28基分の管理費としまして194万5,000円を計上いたしております。15款、5項、公債費、5目、元金、22節、償還金利子及び割引料の長期債元金2億790万3,000円及び10目、利子、22節、償還金利子及び割引料の長期債利子一時借入金利子の5,453万9,000円を計上しております。

17ページから23ページまでは、下水道職員の給与に関する調書でありますの で省かせていただきます。

24ページです。債務負担行為についての調書になりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

25ページをご覧ください。地方債に関する調書につきましては、当該年度末に おける現在高見込額は32億6,277万4,000円でございます。

続きまして、歳入についてご説明を行います。

7ページをご覧ください。歳入の主なものといたしましては、5款、分担金負担金、5項、5目、5節、分担金におきましては、受益者分担金といたしまして223万3,000円を計上しております。10款、使用料及び手数料、5項、使用料、5目、下水道使用料、5節、公共下水道使用料につきましては1億2,848万1,

000円を計上しております。

8ページをご覧ください。20款、繰入金、5項、5目、5節、一般会計繰入金は2億8,681万7,000円を計上しております。25款、5項、5目、5節、繰越金は900万円を計上しております。

9ページをご覧ください。35款、5項、町債、5目、5節、下水道債では6,830万円を計上しております。

最後に、4ページをご覧ください。予算書第2条の地方債につきまして、下水道債の限度額を6,830万円といたしております。

以上で、議案第21号、令和3年度氷川町下水道事業特別会計予算についての説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 町民課長、尾村幸俊君。
- **〇町民課長(尾村幸俊君)** 議案第22号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計 予算についてご説明いたします。

令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方 自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1億8,722万6,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為におきまして、後期高齢者 健診人間ドック分業務委託に関しましては、令和4年度に限度額26万円を計上し ております。

次に、歳入歳出、当初予算、事項別明細書から歳入をご説明いたします。

5ページの1、総括歳入をご覧ください。歳入合計は1億8,722万6,000円、前年度1億7,875万3,000円、前年比847万3,000円の増額となります。

主なものといたしましては、5款、後期高齢者医療保険料1億2,262万4,00円、前年比272万6,000円の増額で、広域連合による算定による増額となります。20款、繰入金6,051万2,000円、前年比890万2,000円の増額は、保険基盤安定繰入金で後期高齢者医療広域連合の算定によるものです。

次に、歳出をご説明いたします。

6ページの歳出をご覧ください。歳出合計は1億8,722万6,000円、前年 比847万3,000円の増額となります。主なものといたしましては、10款、 高齢者医療広域連合納付金1億7,510万4,000円、前年比470万4,00 0円の増額は、広域連合の算定による被保険者保険料負担金の増額によるものです。 15款、保険事業費1,060万4,000円、前年比376万9,000円の増額 は、昨年度から取り組んでおります健康増進事業、高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施事業の会計年度任用職員の人件費等でございます。

14ページ、給与費明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。 これで、議案第22号、令和3年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算の説明を 終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 企画財政課長、濤岡美智代さん。
- **〇企画財政課長(濤岡美智代さん)** 議案第23号、新町建設計画の変更についてご説明いたします。

新町建設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新町建設計画に基づき地方債を起こすことができる期間を延長するため、建設計画の建設期間等を変更する必要があるためでございます。

変更の主なものといたしましては、合併特例債を起こすことができる期間が、合併年度及びこれに続く15年度から、合併年度及びこれに続く20年度に改正されたことにより、本町におきましても合併特例債を引き続き活用可能とし、着実かつ効率的に事業を進めるため、建設計画期間を5年延長し、最終年度を令和7年度とするものです。また、期間の延長に伴い、今後必要な取り組み事業を追加したものでございます。

具体的には、第1節、序論、第2節、新町の概況及び第4節、新町建設の基本方針は、合併当時の状況や方針でありますので変更しておりません。ただし第4節の将来目標人口につきましては、昨年度、策定いたしました「第2期氷川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を反映して、1万2,000人から1万1,000人へ変更いたしました。

第3節、主要指標の見通しにつきましても人口ビジョンを反映させ、整合性を図っております。

第5節、施策の大綱では、実施期間を合併後1から15年を前期、16から20年を後期とし、後期において計画する事業を追加しております。

第6節、住民自治によるまちづくりの推進は、参考資料を現状に合わせて修正。 第7節、新町における熊本県事業の推進については「幸せ実感くまもと4カ年」 計画の計画期間終了に伴う時点修正を行っております。

第8節、公共施設の適正配置と整備は、現状に合わせて修正しております。

第9節、財政計画は、計画期間を令和7年度までに延長し、令和元年度までは決

算数値、令和2年度以降は見込みとしております。

以上で、議案第23号について説明を終わります。

- 〇議長(米村 洋君) 町長、藤本一臣君。
- ○町長(藤本一臣君) 同意第1号、氷川町農業委員会委員の任命について、次の者を 氷川町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項 の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、生年月日、住所につきましては記載のとおりです。14名の候補者中12名は各地区からの推薦、女性の2名は町からの推薦であります。それぞれ推薦をいただいた皆さま方につきまして、副町長をトップとする農業委員候補者評価委員会において、それぞれの評価を行っていただいて適任というふうに評価をいただいたところでございます。

それぞれ14名の皆さま方、地域の農業事情に精通をされておりまして、農業委員会委員として適正な方々ばかりだろうというふうに思っておりますので、同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(米村 洋君) これから質疑を行います。

議案第2号について、質疑ありませんか。

西尾正剛君。

- ○1番(西尾正剛君) この公費負担については、昨年、国会で議員立法で制定された ものなんですけれども、もう選挙が始まっておりますけれども、県内のほうでです ね、含めたところで、昨年あたりからのこの制度に導入している自治体の県内の様 子を教えてください。
- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 若干変更はあるかと思いますが、令和2年度中で公費負担 を行われている町村は、美里町、長洲町、産山村、南阿蘇村、西原村、御船町、甲 佐町、山都町、多良木町、水上村、町村会の調査では令和2年度中に制定しますと いうことで資料をいただいております。

以上です。

- ○1番(西尾正剛君) ありがとうございました。
- ○議長(米村 洋君) いいですか。
- ○1番(西尾正剛君) はい。
- ○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について、質疑ありませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第4号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- O議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第5号について、質疑ありませんか。 吉川義雄君。
- **〇6番(吉川義雄君)** 2点、お伺いします。

先ほど、提案理由の中で説明がありましたけど、平成25年に、このいじめ防止 対策推進法というのはできたわけですが、そのあと熊本県は平成25年にすぐつく りました。近隣町村で八代市も平成29年に制定したと書いてあります。

本町が今年になったのは、どうした理由でしょうか。先ほどの提案理由でいきますと、これまで大きな問題もなかったので準備はされていたのかもしれませんが、 そういうことだったのかというふうに思うんですね。

氷川町の場合は、氷川町独自にいじめ問題対策連絡協議会というのをつくって、 これまで対象とされてきたから、そういったものがあって遅くなったのかなという のが一点。

それから、もう一点は県の条例を見てみましたら、情報漏洩に対する罰則が一つ 入っていました。八代市は入っていません。たぶん入ってないと思うのですが、本 町の場合も入っていませんが、それはどういうふうに考えておられるのでしょうか。 2点お聞かせください。

- ○議長(米村 洋君) 学校教育課長、岩本博美さん。
- ○学校教育課長(岩本博美さん) まず、いじめ防止対策推進法は、いじめの定義などの基本的な考えを示した上で、国や地方公共団体、学校の取り組むべき施策を定めておりまして、第14条の第3項におきまして、地方公共団体においては法の趣旨を踏まえ、地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましく、さらにはその地方いじめ防止基本法に基づく、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、地域の実情に応じて期間を設定することが望ましいとされていますということで、氷川町におきましては、今回のこの度の熊本県のいじめ防止基本方針の改訂を踏まえまして、氷川町いじめ防止基本方針の改定を併せて行なっております。これに基づきまして、今回、審議会の条例を制定するという形になりましたので、現在そういう形で行っております。

それから、県のほうの罰則規定につきましては、氷川町のほうでも特に八代市と同じように考えておりませんので、罰則規定は入っておりません。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) いいですか。
- 〇6番(吉川義雄君) いいです。
- 〇議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) 提案理由の説明のところで、医師会とか、弁護士会とかに推薦をお願いするということだったのですから、これはもう4月1日にスタートする審議会のわけですから、もう早々と、いじめ防止というふうになっている以上は、こういった推薦からあがってくると思いますけれども、そういった発足あたりをいつぐらいの時期に考えているのか。

それともう一点、この「氷川町いじめ防止基本方針に基づき」というのが書いて あるんですけれども、この辺のところがいつ、こういった基本方針が定められてい るのか。この2点をお願いいたします。

- 〇議長(米村 洋君) 学校教育課長、岩本博美さん。
- ○学校教育課長(岩本博美さん) ただいまのご質問に対しまして、議員がおっしゃいましたように、令和3年4月1日から施行するとなっておりますので、議会のほうで可決いただきましたら、今月中には弁護士会と、先ほど議案の提案理由で説明しました、それぞれの団体に対して推薦を依頼する予定で、4月1日に委嘱ができるような体制をとりたいと考えております。

氷川町いじめ防止基本方針につきましては、今回は令和3年2月18日の総合教育会議のほうでかけさせていただきまして、改訂を行ったところです。

- 〇議長(米村 洋君) 教育長、太田篤洋君。
- ○教育長(太田篤洋君) 先ほどの吉川議員さんの質問と重なる部分があったかと思いますが、今回のものは本町の基本方針を改訂したものでありまして、確か平成26年度におきまして1回策定をしております。今回は県の改訂に基づきまして、本町も改訂したものであります。

付け加えて先ほどの吉川議員さんの質問で、これは改訂版でありますので、国に合わせて、県に合わせて本町も平成26年度に第1回目は策定したものであります。以上です。

- 〇議長(米村 洋君) いいですか。
- ○1番(西尾正剛君) はい。
- ○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について、質疑ありませんか。 吉川義雄君。

○6番(吉川義雄君) いくつかお尋ねしたいと思います。

議案第7号は、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、議会議員の 各常任委員長と議会運営委員長の報酬、また新しく設置される、いじめ防止対策審 議会いじめ調査委員会委員の報酬ですが、議会議員の報酬について質疑をいたしま す。

常任委員長、議会運営委員長の報酬改定で、これまで委員長も議員も同額でした。 委員長の報酬を議員の報酬よりも5,000円引き上げるものでありますけれども、 引き上げをする際に何か参考にされたでしょうか。

もう一点は、氷川町の場合は、特別職の報酬については、氷川町特別職報酬等審議会の答申を受けて提案されたと思うわけですが、先ほど町長の提案理由のときに少し説明がありましたけれども、出席された委員さんたちから議会に対する町長の提案のときに、附帯決議と言われたと思うのですが、そういうのがあったのかどうか。

それのまず2点をお聞かせください。

- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 吉川議員の常任委員会及び議会運営委員会の委員長の報酬の引き上げ、5,000円を今回、引き上げをお願いしているわけですが、その参考にあたりましては、県内の委員長の報酬を調べております。県内でも13町村委員長と議員との差をつけられて、報酬額を定められている町村がございまして、金額から見ますと3,000円から高いところで1万2,500円の報酬額の差がございます。今回いろいろ町村の状況を見まして、5,000円の報酬額の上積みを行ったところです。

2点目ですが、日にちが1月26日に特別職の報酬等の審議委員会を行っております。委員としまして7名おられまして、1名欠席でしたが、7名の委員さんの中では、このコロナ禍の中で報酬を上げることはどうなのか、経済状況があまり良くないときに上げるのはどうかというご意見もいただいております。しかし、こういったときこそ、そういった商工業と農業者、こういった苦しい時期だからこそ、各常任委員会、それと議会運営委員会あたりは現地を直接、調査・研究されながら、今後の政策立案、提案等に、ぜひそういったものに尽力を注いでもらいたい。その

責務に応じた委員長に報酬について、新たに区分を設けることについては妥当と判断するということで、答申をいただいております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 県内の各委員長の報酬等、今、調査されて5,000円が妥当だということでした。私も全国町村会が毎年、議会の実態調査というのをやっているんですね。これを全部読ませていただきました。そして、各県の資料も全部取り寄せて見たわけですが、これでいくと、議員と委員長の報酬の差額は、熊本県はこの調べは令和元年度の調査でなっているわけですが、この全国議長会の資料によると、熊本県は2,820円、議員と委員長ですね。大分県が一番低くて1,850円でなっています。沖縄は1万円近く差があります。

私は、全国的に人口1万から1万5,000人の町村では4,114円というのが 平均値で出ていました。そういうこともあって、先ほど5,000円が妥当なのか というのを聞いたわけです。

改めて聞きますけど、熊本県内をして5,000円でいこうというふうに判断されたのは、今の答弁でいきますと、県内を調べて妥当と言われたけど、その判断はどうなのかなと思います。もう一度、お聞かせください。

それから、期待も込めて議会が現地調査をして頑張って委員長の職責を果たして もらうために、引き上げていいですよということになったと思うのですが、氷川町 の議会が改選されて、現地調査等は今やられてないですね、残念ながら。今議会で、 私はぜひやってほしいと委員長に言っていますが。

それで、この町会議員の議員報酬のあり方、最終報告これもいただきました。この中に特別職職員等の審議会の有効活用、活用しなさい。審議会委員委嘱にあたっては、議会を熟知している者を要請する、一度も議会を傍聴したことない者では十分な審議ができない。また、審議員さんと議会が懇談することも重要であるというふうに書いてあるのですが、審議員さんの中で議会を傍聴されたという人は何人ぐらいおられるか、ご存じでしょうか。

- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- **〇総務課長(稲田和也君)** 先ほどの 5,000円につきましては、県内の状況を見て 判断したところです。

それと、特別職の審議会の委員で、議会を傍聴されたのかというご質問ですが、 その委員の中には役場OB、それと区長会、それと婦人会の会長さんもおられます ので、以前そういった団体については、議会あたりも傍聴されていますので、議会 の状況辺りは分かっておられるかと思います。 以上です。

○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第9号について、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第10号について、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第11号について、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

O議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第12号について、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第13号について、まず歳入について質疑ありませんか。 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) それでは、歳入のところの24ページをお願いいたします。一点、お伺いしたかったのは、前年度繰越金です。12月の補正予算でまだ計上されておりましたので、まだ前年度繰越金が残っているのかなというふうに思っていました。当初予算の数字も把握した上での質問ですけれども、補正で1億3,000万円減額されております。

来年度に向けて、つかみで結構でございますので、繰越金がいくらぐらいになる のか、お願いをいたします。教えてください。

- 〇議長(米村 洋君) 企画財政課長、濤岡美智代さん。
- **○企画財政課長(濤岡美智代さん)** ただいまの繰越金、来年度へ向けての金額のお尋ねでございますが、今の現時点ではちょっと金額のほうを把握しておりません。ただ、令和元年度につきましても非常に繰越金は厳しい状況でございました。それと同様なことで考えております。予定しております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) もう当初予算が作成されておりますし、今年は町長の行政報告の中でありましたように、基金の財調のほうのお話も聞けましたので、繰越金の額あたりは常任委員会の中で、つかみで結構ですのでお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。
- ○議長(米村 洋君) 企画財政課長、濤岡美智代さん。
- **〇企画財政課長(濤岡美智代さん)** それでは、委員会のほうで数字、概要をご報告させていただきます。
- 〇議長(米村 洋君) いいですか。西尾正剛君。
- **○1番(西尾正剛君)** その下のほうに、延滞金というのがありますが、昨年度より金額が倍以上という数字になっておりますが、そのあたりをお願いいたします。
- 〇議長(米村 洋君) 税務課長、西田美子さん。
- ○税務課長(西田美子さん) 延滞金につきましては、税務課のほうからお答えをさせていただきます。

前のほうにございますように、徴収額は上がっております。滞納繰越分の徴収につきまして、延滞金が発生しているものについては適正に延滞金のほうも納めていただいておりますので、その分が増額されたということでご理解をいただければと思います。

以上です。

- ○議長(米村 洋君) いいですか。西尾正剛君。
- **〇1番(西尾正剛君)** 総務文教の分野になると思います。また詳しく、委員会の中で お聞きしたいと思います。
- 〇議長(米村 洋君) 片山裕治君。
- ○11番(片山裕治君) 14ページの墓地公苑の永代使用料が45万円減額になっていますけども、これはまだ建てられてなくての返還なのか、建てられてからの返還なのか。あと、いくつ残っているのか、ちょっと教えてください。
- ○議長(米村 洋君) 町民課長、尾村幸俊君。
- **〇町民課長(尾村幸俊君)** この件につきまして、歳入のほうで出ておりましたけれど も、建てられなかったということで、返還ということでなっております。
- 〇議長(米村 洋君) いいですか。
- **〇11番(片山裕治君)** あと、いくつ残っているかについて。
- 〇町民課長(尾村幸俊君) 墓地の数のことですか。
- 〇11番(片山裕治君) はい。
- 〇議長(米村 洋君) 町民課長、尾村幸俊君。

- **○町民課長(尾村幸俊君)** トータル202区画ありますけども、まだ全ては分譲はなされていないところです。空きのほうが今25件になっております。
- 〇議長(米村 洋君) いいですか。
- 〇11番(片山裕治君) はい。
- ○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) これで質疑を終わります。

次に、歳出ついて、質疑ありませんか。 清田一敏君。

- ○4番(清田一敏君) 28ページの10款、総務費、5項、総務管理費の中の29ページの19節、負担金補助及び交付金で、特別定額給付金が420万円の減額となっておりますが、理由はいろいろ考えられると思いますが、まず周知徹底は全てうまくいっていたのか。あるいは所在不明者が多かったのか。それとも辞退された方々がおられたのか。理由はいろいろ考えられると思いますが、どういった理由からこれだけの減額が発生したのか、お尋ねをいたします。
- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 定額給付金につきましては、5月から8月まで給付を行っております。周知につきましては、広報誌、それと防災無線あたりで広報をしたところでございます。

実績としましては1571,658名に対しまして、1166,580万円を給付いたしております。420万円残っておりますが、予備の分もございまして、実際給付できなかった方々につきましては112おられます。

まず、外国人の転出者が4名、一人世帯の死亡によります喪失が5名、本人のお申し出による辞退が1名、行方不明が1名ということで、11名の不支給となっております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 清田一敏君。
- **〇4番(清田一敏君)** 一人世帯で5名の方が給付されなかったということでございますが、この人たちには相続人はおられなかったわけですよね。
- ○議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) これは国の交付要綱に基づいて支給しておりまして、該当しないということになっております。

以上です。

〇議長(米村 洋君) 清田一敏君。

- ○4番(清田一敏君) それで、この残額の420万円というのは、私も勉強不足で分かりませんが、交付金であります。こういった場合には、減額した金というのは国に返還されるべきものですか。それとも町の財源に組み入れるべきなのか、そのあたりをちょっとお尋ねいたします。
- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 実際にかかりました給付金と事務費になりますので、残った分につきましては、歳入で減額しておりますが、全額返還という形になります。
  以上です。
- ○4番(清田一敏君) 分かりました。
- O議長(米村 洋君) ほかにありませんか。 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) 前のページの期末手当のことについて、ちょっとお尋ねいたします。昨年11月に、臨時議会で給与改定の条例改正が行われましたが、これは人事院勧告に基づきまして条例が改正されました。

これはコロナ禍で公務員はいいですねと、よくテレビのインタビューとかでも出てきましたが、期末手当が 0.05 ダウンしたということで条例改正が提案されたわけですが、そのときに、この金額の減額もすべきだったと思いますが、3月の精算という形でされております。

そこで給与改定に、この期末手当が 0.05月減額されたことで、この 1,200 万円の内で、どのくらい、このコロナ禍での減額となったのでしょうか。額を教えてください。

- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 西尾議員の言われる期末手当の減額分ですが、12月で1. 3月から1.25月で0.05月減額しておりますが、その職員の期末手当の減額分につきましては190万円ほどの減額になっております。 以上です。
- 〇議長(米村 洋君) 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) とすると、これは職員分だけですけれども、1万いくらぐらいの職員数ということなんでしょうけれども、このときに条例を改正して、またパートの人たちとかという全範囲に入ると思いますが、トータルでその点はいくらぐらい減額の対象になったんでしょうかね。それは把握されておりますか。
- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 西尾議員の今のパートの分は会計任用職員の分かと思いますが、こちらにつきましては人勧の対象外ですので、そのままの支給になっており

ます。

それと、特別職の3役分ですが、3役分で10万6,000円ほど、それと議員分で16万5,000円ほどの期末の減額になっております。以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) 分かりました。それと、この期末にリンクしている話ですが、 給料が1,000万円、ざっくりした金額で1,000万円減額されております。 昨年は人事院勧告が2回行われまして、給料は民間と変わらない、何百円か金額 が落ちるということで据え置きになったかと思いますが、期末は減額されて給料の ほうは据え置きだったはずですが、なぜ、こういった大きい1,000万円という 金額になったか、内訳を教えてください。
- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 給与の減額につきましては、給与対象外になる育児休業、それと休職、それと途中退職者等々12名おられまして、その分と、あとは予算の詰めあたりもしっかりしておけばいいということだったんでしょうけれども、そういった休職あたりに伴う分で1,000万円の不用額が出ております。以上です。

- 〇議長(米村 洋君) いいですか。
- **〇1番(西尾正剛君)** はい、ありがとうございました。
- ○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 私の所管の点については委員会で質問したいと、質疑をいたします。

65ページの水防費、熊本豪雨等があって水防対策会議等が開かれたのかなと思っていましたが、実際は、これは開かれてなかったので、全額減額されていると思います。

それから、もう一つ、その下の土砂災害危険住宅移転促進補助金というのが組まれて、新年度も組まれているのですが、どういうふうなところが対象になって、今回執行されなかったということは、そういった対象がなかったのかどうか、その点をお聞かせください。

- ○議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 今の防災会議については、6月に実施をいたしております。 委員さんの欠席あたりも出ておりますので、その分の不用額かなと思っております。 それと土砂災害危険住宅移転促進の補助金につきましては、これは国・県あたり の事業でございまして、要するに土砂危険災害のイエローとレッドゾーンがあるの

ですが、レッドゾーンに家がある住宅あたりを移転する場合に、その移転費用として300万円の補助があります。

今回、周知はしているのですが、消防団あたりから、こういったレッドゾーン、 イエローゾーン、お宅はこういった危険ゾーンに入っていますよということのお知 らせに合わせて、この300万円の移転補助金も周知していたわけですが、今回、 申請がなかったということで、1件分300万円の減額でございます。

〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。

以上です。

○6番(吉川義雄君) あと2点、お伺いします。

68ページ、教育費関係ですけれども、小学校の就学援助金220万円の減額、中学校も同じ金額、220万円の減額、全く同じになっています。小学校で約30パーセント、中学校では37パーセントの減ですが、もちろん実績どおりでこうなったのかと思いますが、実際は数が減ったということですか。当初、予定していたよりも減ったのかという点。

それから、もう一点、同じく教育費で、学校給食施設について修繕料が今から発生するわけですが、88万円の説明をお願いします。

- 〇議長(米村 洋君) 学校教育課長、岩本博美さん。
- ○学校教育課長(岩本博美さん) まず、就学援助費につきましてです。小学校のほうが当初89名予定しておりましたが、74名の申請があっております、今現在です。額が減った分につきましては、人数が減ったのも一つですが、修学旅行費あたりが小学校で1泊を予定しておりましたが日帰りになったことと、中学校は2泊3日が1泊2日になったということで、修学旅行費の減額もそれに含まれておりますので、人数減と行事ができなかった分についての減額が含まれておりますので、偶然にしても220万円が落ちているのは、あくまでも実績による減額になっております。

それから、給食の修繕のほうですが、今回、冷凍庫と冷蔵庫が屋外に置いてある分ですが、プレハブの冷蔵庫とプレハブの冷凍庫のほうが、パッキンの修理とそれに伴います冷凍庫のほうがパッキンの修理と、冷蔵庫はネオンポーンテープ、両方とも軽微な変更ではあるのですが、当初予算を計上する予定だったのですが、早急にしたほうがいいということで、今回、補正予算に上げさせていただいております。両方とも外に置いてあります。プレハブの冷凍庫と冷蔵庫がそれぞれ9万円と79万2,000円の修繕費が上がっております。よろしいでしょうか。

- 〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 分かりました。屋外に置いてあるというのが、ちょっとよく分からないところもありますが、一つだけ聞かせてください。

中学校の就学援助金、中学校の場合は37パーセント減という点で、これ申請者、 受給者の数を教えてください。

- 〇議長(米村 洋君) 学校教育課長、岩本博美さん。
- **〇学校教育課長(岩本博美さん)** 中学校のほうは44名予定しておりましたが、33 名の申請で、今現在33名の申請となっております。 以上です。
- **○議長(米村 洋君)** ほかに質疑ありませんか。 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) 56ページ、よろしいでしょうか。農業費のところです。

ここのシロアリ駆除の話ですけども、昨年も確か補正を組んで、昨年度だったと思いますが、ここの物産館のほうではシロアリ駆除が行われました。当初予算でも170万円ぐらいの金額が計上されておりましたが、ちょっと残額からすると大きな金額が減額されております。執行どおり、予定どおり提案されるときに、今年度は、昨年はこれだけやったから、今年はこれだけやろうという計画の下に、ここの業務委託料が計上されたと思いますが、何か特別な事情でもあったのでしょうか。

- 〇議長(米村 洋君) 農業振興課長、増住豪二君。
- ○農業振興課長(増住豪二君) 今、議員のほうでご指摘ありました、シロアリ駆除の件ですけれども、こちらについては、一応、シロアリの予防施工ということで今回実施しております。それで、金額のほうも当初予定していました167万7,000円の予算計上をしておりましたが、21万7,000円とかなりお安くできております。落札金額のほうも大変低くございましたので、業者のほうにもこれで大丈夫なのかということはお聞きしたところです。

業務の内容のほうもしっかり設計書どおりの施工となっておりましたので、問題なく業務のほうは終了しております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 西尾正剛君。
- 〇1番(西尾正剛君) ありがとうございました。もう一点、よろしいですか。
- 〇議長(米村 洋君) どうぞ。
- ○1番(西尾正剛君) 次のページですが、60ページ、土木総務費のところで、危険ブロック塀の安全確保支援事業という補助金が当初予算で、これは200万円あがっていたんですが、全額減額されております。広報とかで努められたと思いますけれども、全く広報に努めたけれども、この危険ブロックの要望がなかった、全額減額したということなんでしょうか。お願いいたします。
- ○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、野田俊明君。

**○建設下水道課長(野田俊明君)** 議員おっしゃるとおり、要望といいますか、申請が全くなかったということでございます。 以上です。

- 〇議長(米村 洋君) いいですか。
- ○1番(西尾正剛君) はい、結構です。
- O議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。 松田達之君。
- ○10番(松田達之君) 課長、今のブロック塀の件じゃなかね、北野津の。
- ○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、野田俊明君。
- ○建設下水道課長(野田俊明君) 今の松田議員のご質問ですけど、たぶん町道河原鹿島西網道線の北野津工区の道路改良工事の件と誤解されているのかなと思っています。あれは、道路改良工事でブロック塀とは何ら関係ございません。 以上です。
- 〇議長(米村 洋君) いいですか。
- **〇10番(松田達之君)** よかです。
- ○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

O議長(米村 洋君) これで質疑を終わります。

5分間、暫時休憩いたします。

O議長(米村 洋君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に、議案第14号について質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第15号について、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第16号について、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第17号について、質疑ありませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第18号について、まず、歳入について質疑ありませんか。 西尾正剛君。
- **○1番(西尾正剛君)** 11ページをお願いいたします。企画財政課長のほうから、コロナ禍の影響で、この町民税のほうが減額されているというお話でした。

今、確定申告の真っ最中ですから、それの反映をしてから町税が確定するわけで しょうけれども、もうこの減額された率、皆さん、私だけじゃなくして多くの人た ちが相当な収入減になるだろうというふうに思っているんですけれども、この落ち 込みの具合、その率というのはどう反映されているか、お願いいたします。

- 〇議長(米村 洋君) 税務課長、西田美子さん。
- ○税務課長(西田美子さん) 先ほど、企画財政課長のほうからご説明がありましたとおり、コロナ禍におきましての状況を勘案したということでございますけれども、その率といたしましては、政府が発表いたしました実質経済成長率というのがございます。

2020年度上半期でマイナス4.5パーセントというものが発表されましたので、いろんな経済指数がございましたが、そのマイナス4.5パーセントというものを使わせていただいて、住民税の所得割の分と法人税の法人税割の分に当てております。

加えまして、法人税割につきまして、法人税の税率の率が下がっております。率が下がった分も計算をいたしまして、この減少幅ということになっております。 固定資産税の分は、どうしましょうか。

- **〇1番(西尾正剛君)** 併せて、固定資産税のほうもお願いいたします。固定資産税は落ちないはずなのに、減額されているというのもお願いいたします。
- ○税務課長(西田美子さん) 固定資産税についても併せてご説明いたしますけれども、これは昨年の9月議会でご説明をいたしましたが、コロナ特措法によります中小企業の償却資産、事業用家屋の昨年度任意の3カ月間、30パーセント以上減少したところを2分の1、もしくはゼロにするという対応がございました。その分の計算をいたしまして、減額をしているところでございます。

ちなみに1月31日までの申請ということになっておりますので、このあと事情があった分については受け付けることもゼロではないかとは思いますが、現状でだいたい予想どおりの申請額ということになっております。

以上です。

○1番(西尾正剛君) ありがとうございました。

- O議長(米村 洋君) ほかにありませんか。 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 歳入の30ページ、財産貸付収入についてお伺いします。警察 署署員宿舎土地貸付料、大野駐在所土地貸付料についてですが、これは毎年、減額 になっていますが、この税収を徴収する根拠はどうなっているんですか。税外収入 ですかね。
- ○議長(米村 洋君) 企画財政課長、濤岡美智代さん。
- **〇企画財政課長(濤岡美智代さん)** 土地建物等の貸付収入でございますが、普通財産 につきましては、年額固定資産税の額で算出しております。また、行政財産につき ましては日額でございますが、平米あたり61円ということで県の基準を採用して の徴収でございます。
- 〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。
- 〇6番(吉川義雄君) ちなみに警察署職員宿舎に関しては、平成31年令和元年度から令和2年度にかけては、1万5,000円減額されているんですね。令和2年から3年にかけては、わずか1,000円ですが、それはさっきの言われた評価でこういうふうになったのでしょうか。

大野駐在所も同じように、平成31年、令和元年度から令和2年度にかけては2,000円、令和2年から3年にかけては1,000円というのは、土地評価の関係でそうなったんでしょうか、金額は少ないですが。

ちなみにその他は、貸付はほとんど変わってないものだから、これだけが安くなっているから、どうしてかなというふうに思ったのですが。

- 〇議長(米村 洋君) 企画財政課長、濤岡美智代さん。
- **〇企画財政課長(濤岡美智代さん)** 議員おっしゃるとおりでございます。固定資産税 の評価額が落ちたことにより、金額が減額となっております。
- 〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 分かりました。35ページをお願いいたします。雑入ですけど、この中でシルバー人材事務所電気料金は前年度6万円だったのが、今回は5,000円というふうになっているのはどういうことでしょうか。説明をちょっとお願いします。
- **○議長(米村 洋君**) 生涯学習課長、増永光幸君。
- ○生涯学習課長(増永光幸君) こちら雑入の収入におきまして、シルバー人材の事務 所電気料を5,000円と計上いたしておりますのは、シルバー人材の事務所のほ うが次年度、令和3年度に移転するという話がありまして、その1カ月分の電気料 のみを徴収するという形になっております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) いいですか。
- ○6番(吉川義雄君) 分かりました。いいです。
- **○議長(米村 洋君)** ほかに質疑ありませんか。 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) 戻りまして、24ページお願いいたします。国庫補助金の件ですが、土木費の国庫補助金の中で、支出のほうで金額も調べた上でのことですが、道路新設とか、改良の貴重な財源ですが、この社交金が、これは前の課長の話では平成22年度にこういった国の補助金あたりが一体化されてスタートしている社交金と、51パーセントぐらいだったと話を聞きましたが、そういった制度に変わったわけですが、それがですね、この道路メンテナンス事業補助金という名称に新たに、この補助金がなっておりますが、これは国の新しいメニューなんでしょうか。社交金とどう違うのか、建設課長、お願いいたします。
- ○議長(米村 洋君) 建設下水道課長、野田俊明君。
- **〇建設下水道課長(野田俊明君)** 申し訳ございません。道路メンテナンス事業補助金 につきましては、社交金と同様の補助率61パーセントのものでございまして、た だ名称が違うだけというふうに理解しております。
- 〇議長(米村 洋君) 西尾正剛君。
- **〇1番(西尾正剛君)** 社交金の中なんですね。それでよろしいですか。
- 〇議長(米村 洋君) 建設下水道課長、野田俊明君。
- **〇建設下水道課長(野田俊明君)** そういうふうに考えております。
- ○議長(米村 洋君) 西尾正剛君。いいですか。
- ○1番(西尾正剛君) 結構です。ありがとうございました。
- ○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。 松田達之君。
- **〇10番(松田達之君)** 議案18号です。
- ○議長(米村 洋君) 歳入の何ページですか。
- **〇10番(松田達之君)** 108ページから109ページ、土木費です。
- ○議長(米村 洋君) それは歳出のほうですから、今は歳入の質疑ですから。分かりましたか。

ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(米村 洋君) これで質疑を終わります。

次に歳出について質疑ありませんか。

上田俊孝君。

- ○7番(上田俊孝君) 103ページの商工振興費、10目、その中で新型コロナウイルス感染症予防対策器具、新型コロナ感染対策商工事業継続応援金の1,500万円の詳細を教えてもらえればと思います。
- 〇議長(米村 洋君) 地域振興課長、前崎誠君。
- 〇地域振興課長(前崎 誠君) 令和3年1月から12月までのうち、連続する2カ月の売上の平均額が前年または前々年の同月比で30パーセント以上減少し、かつ、ひと月の売上額が10万円以上減少した事業者に、法人、個人問わず応援金10万円を交付するものです。予算1,500万円は、150件を見込んで1,500万円計上しております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 上田俊孝君。
- ○7番(上田俊孝君) これは法人・個人あります。その中で、先ほど課長が言われたように、前年の30パーセント減少しているところと言われましたけど、そのあたりの提出、減額したところの根拠の書類とか、そういうものの説明をお願いします。前年落ち込んだところの、30パーセント落ち込むという形の。
- 〇議長(米村 洋君) 地域振興課長、前崎誠君。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) 根拠というのは先ほどご説明しましたように、前年、令和3年1月から12月まで連続して2カ月以上、前年または前々年度ですので、平成31年1月から12月まで、または令和2年1月から12月までと令和3年1から12月までの比較をして、2カ月連続以上30パーセント減少して、かつ10万円以上の差があるところに、一律10万円を支給するものでございます。
- 〇議長(米村 洋君) 上田俊孝君。
- 〇7番(上田俊孝君) 私が言っているのは、そこの落ち込んだところの資料とか、そういうことを質問しています。だから、的を得てない。答弁が違う。
- ○議長(米村 洋君) 意味が分かりましたか。地域振興課長、前崎誠君。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) 申告された月ごとの売上と個人さんが出納簿で付けられた月ごとの売上を見て、それで確認をします。
- **〇7番(上田俊孝君)** 私が質問しているのは、自己申告でやるのか、または確定申告で提出したものを町のほうがどうやって見るんですかということです。
- 〇議長(米村 洋君) 地域振興課長、前崎誠君。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) 平成31年度分につきましては、確定申告を確認します。売上減少分につきましては、個人さんが帳簿を付けてらっしゃいまして、月々の売上を付けてこられますので、それを比較するしか方法がないので、そういった

方法でやりたいと考えております。

- **〇7番(上田俊孝君)** ざっくりは分かりました。一応、調べるということですね。
- ○議長(米村 洋君) 分かりましたか。そして、その2カ月とか、ひと月分というのは、2カ月分を対象とするんですか。1年間のトータルを対象としてではなくて、2カ月なら2カ月分を対象とするわけですか。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) もう1回言いますが、平成31年度は確定申告分です。 先ほど議長からお話がありましたのは、2カ月連続して令和1年から12月まで、 今から売上が落ちる業者さん、事業者さんもおられると思いますが、連続して平均 して30パーセント減少したところで、10万円以上の減額があったところに支給 をする予定でおります。それで、一応、先ほども言いましたが、10万円の150 件分を見込んでおります。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 上田俊孝君。
- ○7番(上田俊孝君) 去年の仮に、同じ月の1月から2月と今年の1月、2月を対比したとき30パーセント落ちたら、そういう、いろいろ書類がありますね、それで町が認めて10万円支給するということでしょうか。
- **〇議長(米村 洋君)** ちょっと暫時休憩します。

- 〇議長(米村 洋君)休憩前に引き続き、会議を開きます。上田俊孝君。
- **〇7番(上田俊孝君)** 私はそれなりに理解できたけど、また常任委員会のほうで、さっき松田議員は分からないとおっしゃったものですから、そこをまとめてもらって、報告してもらったら助かります。
- ○議長(米村 洋君) 例えば、1年度の確定申告は必要ですよと。そうしたら、その中で例えば次の年、今年かな、2カ月分の売上台帳だけでいいんですか、ということだね。それで、支給するんですかということです。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) おっしゃるとおり、2カ月の比較になりますので、1月・2月とか、2月・3月とかの額を前年、前々年と比較して30パーセント以上、また10万円以上の額が減少した事業者さんに交付する予定でおります。
- **○議長(米村 洋君)** ちょっと待ってください。なんで、確定申告をしっかりしとって、次は、例えば売上台帳の自主申告でいいですよということをやるんですか。

- ○地域振興課長(前崎 誠君) 売上が下がった今年度、令和3年1月から12月分につきましては、帳簿等でしか分からないので、事業者さんの申告でそれを確認するしか方法がありませんので、それとの比較という考えにしております。
- ○7番(上田俊孝君) 1月、2月といったら、今、3月なので、全然バラバラなんです。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) いえ、連続ですので1月・2月と、その前の年の1月・2月の比較、それか連続して落ちた平均額が30パーセントになりますので、1月から12月までだったら、どこの月でも2カ月連続していれば、それを比較していただきたいということで考えておりますので、例えば1月・2月に落ちられた事業者さんもおられるかもしません。

また、4月・5月に落ちられる事業者もいらっしゃると思いますので、業者さんでその落ちたところを拾っていただきまして、申請をしていただくということでしておりますので、令和3年1月から12月まで、連続して2カ月以上、売上が減少した方は申請ができますという、広くとるような制度にしておりますので、今からの影響が出られる業者さんもおられるかもしれませんので、そういった捉え方で広く支援ができるようにということで考えております。

- 〇議長(米村 洋君) 上田俊孝君。
- ○7番(上田俊孝君) 当初、今の説明では、あくまでも去年の令和2年の1月・2月の売上を参照して、今年の1月・2月の売上を参照して30パーセント落ちていればという解釈だったのですが、今、幅広く、落ち込んだ日を申請すればという理解でいいわけですね。ということですね。
- 〇議長(米村 洋君) 地域振興課長、前崎誠君。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) はい、おっしゃるとおりございます。また、委員会のところで、しっかり皆さま方にご説明したいと思います。終わります。
- ○議長(米村 洋君) 終わりでいいですか。
- ○7番(上田俊孝君) はい、だいたい理解できました。私の最初の認識とは違ったみたいで、幅広く、落ち込んだ日を提出してもらえれば、10万円の給付金を支給するという理解だろうと思います。私は、それで理解できました。
- O議長(米村 洋君) また分からなかったら、直接、聞くなりして、してください。 また、課長、議員が聞きに来たら、詳しく説明してください。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) はい、分かりました。
- ○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。 清田一敏君。
- ○4番(清田一敏君) 49ページの19節、負担金補助及び交付金の中で、結婚新生

活支援事業補助金、これは新規メニューとして計上されたと思いますが、先般の熊 日の報道によりますと、まだ県下では取り組んでいる町村も少ないということで、 先駆的な取り組みがなされると思っております。

これに引き続きまして、出産祝い金も予算が組んでありますので、この人口減少 対策を考える中では、やはりその前段となるこの結婚をいかに推進するかというこ とが大変重要かつ、また意義あるものではないかというふうに思っております。

そこで、この前の新聞では、この制度は新しく、また国のほうで制度の仕組みが変更されるということで、私は所属の委員会が違いますので、ここでお尋ねしたいと思いますが、どういった場合に支給対象となるのか、また件数、270万円でありますが、この件数は何件くらいを想定して、この金額をあげられているのか、お尋ねをいたします。

- 〇議長(米村 洋君) 地域振興課長、前崎誠君。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) この支援につきましては、結婚新生活支援事業として 令和3年度から始めたいということで考えております。

新規に結婚した世帯の新生活にかかる経済的な不安を軽減することで、地域における少子化対策の強化と移住・定住の促進を図ることを目的としております。

補助の対象ですが、新婚世帯になりまして、前年度の1月1日から当該年度の3 月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦を想定しております。

住居費対象期間中に住居を購入されるか、賃貸借をされた方、または新居に引っ越しをされたその費用の補助を考えておりまして、熊本県が主体となって実施し、令和3年度では、県内45市町村のうち氷川町も含めて24市町村が取り組む予定になっております。

都道府県主導型市町村連携コースということで県が主導的に実施しまして、25歳以下の方は60万円が上限、39歳以下の方は30万円が上限で、補助額は3分の2となりまして、県が29歳以下でしたら40万円、町が20万円、39歳以下でしたら県が20万円、町が10万円の予定であります。対象年齢ごとに3件ずつで計上しておりまして、270万円の支出を計上しております。

以上です。

- ○議長(米村 洋君) 課長、ちょっと分かりやすく説明してください。例えば補助金の対象に、結婚して新生活支援ということにおいての補助金のメニューは何か、メニューはいくつあるのということです。今、もう1回言ってください。3つぐらい言ったけれど、補助金の対象になるメニューはいくつあるんですか。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) 補助の対象となる部分につきましては、新居の購入費、 貸借住宅の借り上げ費、それと引っ越し費用が対象となりまして、先ほど言いまし

た上限額以内での補助をする予定でございます。

先ほど言われました、どのくらいあるのかということですが、氷川町の婚姻の状況は、令和元年度29件、対象となる可能性があるのは10件くらいということで、 想定内ということで、3件・3件で6件の予算計上しているところでございます。

- **〇4番(清田一敏君)** はい、分かりました。
- ○議長(米村 洋君) 分かりましたか。いいですか。
- ○4番(清田一敏君) はい。
- 〇議長(米村 洋君) 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) 44ページ、よろしいでしょうか。ここの分は総務文教委員会の中ですから、お願いするのは資料提供のほうをお願いしたいと思います。地方バス対策補助金、これが1,700万円含まれております。年々これが上がってきて、今年は去年より15パーセントぐらいアップしています。産交バスあたりを含む5社が統合するということで、去年から働きかけられて、これは熊本市内で巡回するバスを何とか間隔を置いてという働きもあったんでしょうけれども、交通弱者を救済するために必要な補助金ではあるんでしょうけれども、この金額が1,500万から1,700万円ぐらいに上がったという資料を委員会の中で提出お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

もう一点、お願いしたいのが、この上にあります、八代市乗合タクシー負担金約50万円が、これは初めての事業ですよね。こちらのほうは、今、県道とか通っておりますが、八代市のバスです。それに氷川町民が乗ることで負担金額が50万円組まれたということだと推測できますが、これは今年度どういう形で、あのバスにも乗っていいんですよというような働きかけをするのか、総務課長、よろしいでしょうか。

- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 今の八代市の乗合タクシーにつきましては、去年の12月から運行をいたしております。これにつきましては、宮原地区とあと一部の地区に、この乗合タクシーの案内のチラシの配布をいたしたところです。それと広報誌にも載せております。

今、このルートですが、平日が八代駅からイオン八代から鏡本町経由の宮原中央までの3便、それと土日・祝日につきましては、イオン八代から鏡本町経由で宮原中央の3便となっております。いずれも、これは八代市で乗合タクシーを運行いたしますが、これに付随しまして、今まで産交のバスの利用者が少ないということで、八代市が独自に切り替えるということでございます。

以上が運行内容でございます。以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 西尾正剛君。
- ○1番(西尾正剛君) 広報誌に掲載されていたということですが、ちょっと広報誌を 常々見ているのですが、ちょっと見落としております。住民の人たちが乗れるとい う形で、そちらのほうは、ぜひ広報のほうをお願いしたいと思います。

地方バスのほうの資料はよろしくお願いいたします。

- O議長(米村 洋君) ほかにありませんか。 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 今、西尾議員が言われましたが、私もそのことを聞きたいと思っていました。総務、それから建設も両委員会にその資料はお渡しいただきたいと思います。

48ページをお願いします。総務費、総務管理費、栫公園遊具撤去委託料というのがあっているのですが、栫公園は町が管理する公園ではないと思いますが、これは地区から出てきた要望でされるんでしょうか。私はできる状況がありますが、そういうことでいったら、今後また、ほかの地区からもいろんなものが出てくるんじゃないかと思いますが、この公園自体がどういうあれでできたのかも、私は知りませんので、ちょっとこれは説明をお願いいたします。

- 〇議長(米村 洋君) 地域振興課長、前崎誠君。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) 栫公園の遊具の撤去ですが、栫公園につきましては、 弥勒川の砂防河川改修時に土地を寄附していただいてつくられたものと思っており ます。そのときに遊具のほうが設置されております。管理自体は栫地区のほうでな されているのですが、先般、遊具の老朽化があるということで地域振興課のほうに ご相談がありました。

それで、町のほうで弥勒川の河川砂防工事中につくっておりまして、旧基準でつくっておりますので、安全の確保等、範囲が取れてない状況でございまして、かなりもう支柱が腐食して傷んでおりましたので、今回、安全を考えると撤去ということで計上している次第でありますので、吉川議員さんが言われるように、どこという範囲ではなかったんですけれども、地区の区長さんからのご相談で町が当時つくっておりますので、撤去をするものでございます。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 今ので、よく分かりました。

次、54ページ、いいでしょうか。54ページ、13節、使用料及び賃借料、新 入隊員壮行会会場使用料というのがあります。たぶん、その上にあります自衛隊の 新入隊員の壮行会だと思いますが、これまで町が主催したことがあったのかどうか。 これから、これは自衛隊の新入隊員については、町が全て行われるのかどうか、教えてください。

- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 新入自衛隊の壮行会につきましては、八代市と合同で開催をいたしております。以前から開催しているわけですが、その会場使用料が合同でしていたのですが、会場使用料が10万円かかりまして、今までもずっと八代市のほうで負担をされておりまして、今回、氷川町のほうも負担できないでしょうかということで、10万円のうち20パーセントの2万円をお願いしてありましたので、今回、計上いたしております。今後も八代市と合同の新入隊員の壮行会になるかと思います。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 今後、こういうことが発生するということで、理解していいですね。
- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- ○総務課長(稲田和也君) 八代市と合同であれば、こういった予算が伴いますので、 よろしくお願いします。
- 〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 117ページをお願いします。消防費、災害対策費委託料、防 災公園管理委託料の説明をお願いします。どこに委託されるのか。以前ありました、 中塘みたいに地区の人がこれをやるのでしょうか。
- 〇議長(米村 洋君) 総務課長、稲田和也君。
- 〇総務課長(稲田和也君) この防災公園維持管理委託料につきましては、今回、開園 いたします、野津防災公園を予定いたしております。

管理につきましては、野津地区のほうに管理をできないでしょうかということで、お願いはしたところでございます。地区としましては、お金をもらってというか、 委託料をもらってまで委託というのは考えていないということでございましたので、 今回シルバー人材センターのほうに内容としまして、トイレ週1回の清掃と年4回 の草刈りを予定しております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) あと一つです。137ページの竜北資料館の関係で、今年から 備品購入費がありませんでした。図書購入費が前年度まで組まれていたと思うので すが、今回、計上されていません。

町長の所信表明の中で八火図書館を活用して、経費節約等もありますから、そういう関係で貸し出す本を持っていくのかなというふうに、私は理解したのですが、 50万円組まれなかった、その理由を教えてください。

- 〇議長(米村 洋君) 生涯学習課長、増永光幸君。
- **〇生涯学習課長(増永光幸君)** 歴史資料館の備品購入費から図書購入費、総額で50 万円ほど減額いたしております。これにつきましては、八火図書館で毎年計上して おります予算から、八火図書館で購入をして運用するという形になっております。

ちなみに八火図書館のほうが平成26年度から予算額を160万円程度だったものを増額していただいて、図書館の図書購入費の充実に充てていたところでございます。というところからも含めまして、今回は八火図書館の図書の充実を含めながら、購入したものを歴史資料館でも回していって、充実していくという流れになっております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 吉川義雄君。
- ○6番(吉川義雄君) 今、課長が言われるのは、一定数を八火図書館から図書を資料館のほうに持っていくと。それはやりきりじゃなくて、少し巡回させる、そういうことも考えておられるんですか。最後に聞かせてください。
- **○議長(米村 洋君**) 生涯学習課長、増永光幸君。
- **〇生涯学習課長(増永光幸君)** 現時点では、そういうふうに充当していく。しっかり と還元していくという考えにいたしております。 以上です。
- 〇6番(吉川義雄君) 分かりました。
- 〇議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。 長尾憲二郎君。
- ○5番(長尾憲二郎君) 139ページの県民体育祭八代大会が今度開かれるというご説明がありましたが、697万1,000円の予算が組んであります。これに対して、氷川町として具体的にどのような施策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(米村 洋君) 生涯学習課長、増永光幸君。
- **〇生涯学習課長(増永光幸君)** 県民体育祭の八代実行委員会の負担金でございます。 氷川町に該当します、まず競技関係のほうからご説明させていただきます。

氷川町での関係が軟式野球、竜北グラウンドを予定しております。バレーボールが女子・男子ございまして、女子が竜北体育センター、竜北中学校体育館、男子が宮原体育館、それと氷川中学校の体育館、2競技、5会場を氷川町で開催される予

定にいたしております。

なお、この負担金につきましては、当然、八代市全体で負担額が算定されております。人口割、それと均等割で算出されております。氷川町のみに使われる部分ではなく、八代大会全体で支出されるというところで、八代市と同じく平等に負担するという考えで捉えております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 長尾憲二郎君。
- ○5番(長尾憲二郎君) ありがとうございました。こういう大会というのは、めったにありませんのでね、ぜひ成功させてもらいたい。先だって女子のマラソン、駅伝でしたか、10位に入りましたね。非常に氷川町も体育の関係でも、町長が力を入れておられますので、若い育成を考えてですね、ぜひ成功させていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) ほかにありませんか。 西尾正剛君。
- **〇1番(西尾正剛君)** 最後に、あとは常任委員会のほうで質問したいと思いますので、 最後の質問をさせてください。

48ページです。上田俊孝議員のほうから質問が出るかなと思っていたんですが、 出なかったようですので、私のほうから質問したいと思いますが、この49ページ の一番上には、秋山幸二ギャラリーサーバー使用料というのが入っているのですが、 今年度の当初予算に秋山幸二ギャラリーの管理業務委託料というのが入ってないの ですが、どこにいったんでしょうか、教えてください。

- 〇議長(米村 洋君) 地域振興課長、前崎誠君。
- ○地域振興課長(前崎 誠君) 秋山幸二ギャラリーの管理につきましては、まちづくり酒屋の指定管理に入れ込みまして、併せて管理するように3月3日にまちづくり株式会社と協定を締結しております。

以上です。

- 〇議長(米村 洋君) 西尾正剛君、いいですか。
- **〇1番(西尾正剛君)** 分かりました。
- ○議長(米村 洋君) ほかに質疑ありませんか。 松田達之君。
- ○10番(松田達之君) 議案の重大事項ですね、土木費、新年度予算書の108ページから109ページです。工事請負費に竜北地区分が5本計上されている。地区要望か、そこを教えてもらいたいと思います。

- 〇議長(米村 洋君) 建設下水道課長、野田俊明君。
- **〇建設下水道課長(野田俊明君)** これは全て地区要望でございます。
- **〇10番(松田達之君)** 負担割はどうなっているんですか。
- 〇議長(米村 洋君) 建設下水道課長、野田俊明君。
- **〇建設下水道課長(野田俊明君)** 負担割合も何も、これは全部、単独費でございます。 以上です。
- 〇議長(米村 洋君) 松田達之君。
- **〇10番(松田達之君)** 全部、単独なんですか。今、単独と言ったでしょう。
- ○議長(米村 洋君) 松田議員、この予算は、町の財源を充てているという説明をしているわけです。
- 〇議長(米村 洋君) 松田達之君。
- ○10番(松田達之君) 受益者負担はないわけですね。
- ○議長(米村 洋君) 今、野田課長から単費事業だという説明があっているから、町の財源で事業をやっているということです。負担金はありません。
- 〇10番(松田達之君) 議長、いいですか。
- 〇議長(米村 洋君) はい、どうぞ。
- **〇10番(松田達之君)** なら、新年度予算というのは、私もしっかり分からないですけど、そこの点はやっぱり課長は詳しく、町の財源、そこは詳しく説明してもらいたい。
- ○議長(米村 洋君) 再度、建設下水道課長、野田俊明君、説明してください。
- **○建設下水道課長(野田俊明君)** 全て単独費でございますので、ちょっと松田議員さんがお聞きされたいことの意味がちょっと私のほうがよく分かりませんけれども。
- 〇議長(米村 洋君) 松田達之君。
- 〇10番(松田達之君) ここの5本が町道で、工事請負費で4,780万円か。町の町道法道寺1号線道路改良工事、2番目に町道歩道橋塚田線道路改良工事、そして町道立石穴田線道路改良工事、町道東網道沖塘3号線道路改良工事、町道久保団地線道路改良工事、これは全部、町のあれですか。
- 〇議長(米村 洋君) 松田達之君。
- **〇10番(松田達之君)** ちょっと休憩、私も分からないですからね。
- ○議長(米村 洋君) ちょっと座ってください。今、課長が答弁しているんだけど、この工事予算は全部で町の財源でやっていますよと。分担金も負担金もなければ、補助金でもやっていませんよということを答弁しているわけです。意味が分かりますか。
- ○10番(松田達之君) 分かる、分かる。議長、やっぱ受益者負担です。

○議長(米村 洋君) 暫時休憩いたします。

-----休憩 午後3時34分 再開 午後3時36分

- 〇議長(米村 洋君)会議を開きます。松田達之君。
- ○10番(松田達之君) 今の件に関しては、もう町のですからね。今後、以前から地区要望であがっていた、町道新田野津線の道路拡張工事はなぜ予算計上されないのか。今年ぐらいには、当初予算、土木費、町道新田野津線道路拡張工事が思っていたのが、設計委託や調査費、工事請負にも全然計上されていない。通るみんなが困っている状態でございます。早く詳細を出して、やってもらいたいと思いますが。
- ○議長(米村 洋君) 松田議員、座ってください。着席してください。 松田議員の今の質疑等々において、議案に載っていない、記載していないことに おいての質疑、それは一般質問等々でやっていただきたい。分かりましたか。
- **〇10番(松田達之君)** 分かりました。
- ○議長(米村 洋君) 今、建設下水道課長としての答弁はちょっとできないと思う。 だから、一般質問等々でやっていただく案件であるということですね。
- **〇10番(松田達之君)** 議長、いいですか。この問題は、だいぶ年月が経っているわけです、この道路に関しては。
- ○議長(米村 洋君) ちょっと座ってください。

今、議長から、議案に対しての質疑をしているんだから、議案に計上されてない ことにおいては、もう質疑に値しないということを言っているわけです。その案件 については、一般質問等々でやっていただきたいなということを言っているわけで す。分かりましたか。

- **〇10番(松田達之君)** その点、いいですか。昨日、議長、これで答弁いいですかと 言ったら、それでいいと、議長も言いました。それは事実です。
- ○議長(米村 洋君) この土木予算に対しての質疑ということにおいては、いいですよということを言っているわけです。先ほど聞かれたように、例えば単費事業か、補助事業か、負担ということぐらいはいいですよということです。しかし、今現在、あなたの言っていることは、結局、議案書に載ってないことの質疑だから、ちょっとそれは不適切な発言だなということですよ。だから、そういうことは一般質問にてやっていただきたいということ言っているわけです。納得いただけましたか。先ほど言われたのは、野津線ということを言われたわけです。それは一般質問等々で

再度質問してくださいということです。

例えば、今は議案審査ですから、議案に計上しない、そういう質疑以外は認める わけにはいかないですよということを言っているわけです。あなたが昨日言ったこ とにおいては、この土木予算についての質疑ということは、思い切りやればいいと いうことを言っているんですから、今現在、それに関する関連的な質問であれば、 例えば議案に載ってないことだったら、一般質問でやってくださいということ。

そして、委員会にて、またその辺のところも質問等々をやられたらどうですかと いうことです。

西尾正剛君。

○1番(西尾正剛君) 今、松田議員のほうからのお尋ねでありましたのは、地区要望で5本あがってきているという野田課長の説明でした。今、野津橋新田線の道路改良工事については、なぜ、こういった新年度で予算計上してくれないか。同じ地区要望なのに、なぜ予算計上としての採択がされないのか。そこは町長に答弁してもらうしかないんですかね。実際のところ、執行部の人たちが何人、朝夕そこを通られるか知りませんが、多くの人がそこは通っておられるんですよね。職員の人は何割ぐらいか分かりませんけれども、私が往復する中では、途中で山下さんのところとかで離合するのに、もう車が止まっている状態です。

以前、9月の定例会のときに、私が質問したときには、財源的なことを話されて、社交金が2本ぐらい今やっていると、町長は然るべきときに対応したいと思うと。なかなか、私も然るべきときが、今年の当初予算なのか、今年の補正予算か、よく分からないんですけれども、そこは町長が予算を採択して提案するという立場ですから、私たちは議決をするだけの話ですから、提案された内容についてそれは審議するだけというのは、これはもう松田議員も私も重々分かっていると思うんですけども、なかなか社交金と、先ほど企画財政課長に話しましたけれども、前年度繰越金あたりからしたり、財政調整基金あたりも3月2日だったですかね、熊日新聞に載った、なかなかあまり減額されてない状態ですから、財源的にはあまり大変苦労するような自治体ではないような気がします。

これも県内の首長の選挙の結果、ほか自治体の首長さんの話では、財源が厳しくともインフラ整備のほうは取り組まざるを得ないと、そういった首長の記事も新聞には載っておりました。ですから、財政が厳しいから、今年度はこの4,700万円しかないと、そういったことかもしれませんけれども、将来に向かってですね、そこは何とか、そこは多くの人が困っていると思いますので、予算計上してもらって、どういった障害なのか、よく私は分かりませんけれども、これは前の建設下水道課長に一般質問したときに、すぐ取りかかります、60ぐらいの方が地権者にお

りますが、もう明日からでも八代の法務局に行きますと、そういった答弁がありま したので、ここはぜひ町長のほうで前向きにご検討いただきたいと思います。 以上です。

○議長(米村 洋君) 今の西尾正剛君の質疑ということは、ちょっと見解を捉えてない、質問的なものと。行政の土木に対して、何か要望等々というひとつのことはよく分からない。だから、今、君が発言したことは質問的なもの、だから一般質問でやってほしいなと思います。

その理由としてはよく聞いて、今現在、聞いたから、今後は一般質問でやってい ただければなと思います。

西尾正剛君。

- ○1番(西尾正剛君) 一般質問で取り上げさせていただきます。
- ○議長(米村 洋君) 松田議員、今、西尾正剛君が一般質問みたいなことをやったんだけど、本当は質疑等々しかできない。あなたもやっても質疑しかできない。議案に対しての質疑以外はできないということを頭の中において、今後は発言に気をつけてください。

ほかにありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) これで質疑を終わります。
次に、議案第19号について、質疑ありませんか。

木下議員。

- **○2番(木下 厚君)** 下水道事業についてお尋ねいたします。氷川町下水道、21号か、失礼しました。
- ○議長(米村 洋君) 今は、19号関係の予算ですから。 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第20号について、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、議案第21号について、質疑ありませんか。 木下厚君。
- ○2番(木下 厚君) 下水道事業についてお尋ねいたします。年間の予算が6億2, 500万円ぐらいかかりますね。それで歳入を見ますと、5分の1ぐらいの受益者 負担金です。やはり何事も受益者が負担するのが道筋だと私は思っております。町

の財政から、毎年こんな金が繰り入れされている。今、工事関係の話もありました が、道路インフラ整備もこの金があれば、道路のインフラ整備も住宅関係も大変済 むと思います。大変な金額だと思います。

- **〇議長(米村 洋君)** 木下議員、議長ではなく、町長や担当課長のほうを見て言って ください。
- ○2番(木下 厚君) それで、受益者負担が大原則だと、私は思っております。なかなか環境対策で、下水事業も大変重要なことでございますが、やはり自分で使ったことはですね、自分の受益者負担で、町からはせめて10分の1ぐらいの補助はするのは私も認めたいと思いますが、この金額を見ますと、大変な数字です。毎年毎年こんな公金が使われているのは、やっぱり公平感がないと思います。下水道工事は、今から大変金を食います。これはインフラ整備ですから、もう何十年か前にした宮原地区の方の老朽化ですね。ずっとこの金を突っ込んでいれば、氷川町の財源が硬直して、ほかの事業ができないと思いますので、その辺のところを町長お願いしておきます。
- 〇議長(米村 洋君) 町長、藤本一臣君。
- ○町長(藤本一臣君) 木下議員、おっしゃるとおりでございまして、下水道会計につきましては受益者負担が原則でございます。ただ、今、普及率がまだ上がっておりませんし、そういったところを今後もしっかり頑張っていかなければならないというふうに思っております。

併せまして、冒頭の挨拶にもありましたとおり、公会計への移行が今、準備を進めております。それに合わせますと、まさに今の収入と支出、きちんとバランスが取れていきませんと赤字で倒産という話になります。企業体でございますので、そのあたりをしっかりまたやっていかなくてはならない。

しかし、今、投資をしている最中でございます。竜北地区の整備が終わりました。 今度は宮原処理区の今、北部編入が行っております。これも今から4、5年かかる 事業でございまして、そこにはやはりインフラ整備の部分で投資をしなければなり ません。それも含めまして、きちんと改修をする。将来にわたってのまた改修の時 期が来ます。その蓄えをしていかなければならないということでございまして、こ の下水道会計のいわゆる再生は、もうまさに最優先の課題でございまして、これか らしっかり頑張っていきたいなというふうに思っております。

その意味で、今回の下水道会計予算にも、会計年度職員の採用を予定して、いわゆる職員とプラスのところの予算を計上しております。そういった意味でございまして、いわゆる普及率を上げる、あるいは公会計の移行をきちんとスムーズにやっていく。そのためには、やはりある程度ノウハウを持っている会計年度職員を採用

していかなくてはならないというふうに思っております。 ありがとうございます。

〇議長(米村 洋君) 建設下水道課長、野田俊明君、この件で、町長が代弁して言ったんだけど、下水道課の担当として、もう1回答弁してください。

今、木下議員の発言は、議案に対しての質疑なのか、質問なのか、その定義がよく分かりません。その辺のところ、ちょっと発言を許しております。

もう1回、担当課長としての方針、決意を答弁してください。

建設下水道課長、野田俊明君。

**○建設下水道課長(野田俊明君)** 今、木下議員、あるいは町長が述べられたとおりで ございまして、下水道経営も現在、赤字でございます。九州財務局のほうとも、ち ょっと指摘を受けておりまして、経営改善に向けた方策をこのあと取るようにして おります。

実際には、合併以前からの料金改定をほぼほぼ十数年間やってきてない中で、隣の自治体では4度ほど料金改定をなされております。そういったことも町民の皆さま方、また議員の皆さま方にもご理解いただいて、今後、料金改定を予定しております。

予定では財務局とお約束しているのは、R3、令和4年度ということで、来年の料金改定を予定しております。これはもう財務局とのお約束ですので、本来、今年を予定していたのですけれども、コロナ禍におきまして、ちょっと今回は延期させていただいております。そのあたりも町民の皆さま方、議員の皆さま方にも今後ご理解いただいて、健全な下水道の運営に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(米村 洋君) あと質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について、質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米村 洋君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第23号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したい

と思いますが、ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(米村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第23号までは、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

\_\_\_\_\_

散会 午後3時54分